

平成25年（2013年）12月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成25年12月10日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成25年12月20日（金）

応招議員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

（遅刻議員）

6 番	入江康仁	10番	東 篤布
-----	------	-----	------

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	世古雅則	総務課長	堀 秀俊
財政課長	工門利弘	危機管理課長	上野和彦
企画課長	脇 博彦	税務課長	服部峰穂
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷真吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村康二
水道課長	久保健作	海山総合支所長	中場 幹
教育委員長	森本鑛平	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津武幸	生涯学習課長	宮原俊也
監査委員	松永 剛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

16番	平野倅規	18番	北村博司	1番	奥村 仁
-----	------	-----	------	----	------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

中本衛議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

なお、6番 入江康仁君、10番 東篤布君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

中本衛議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

日程第1

中本衛議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

16番 平野倅規君

18番 北村博司君

のご両名を指名いたします。

日程第2

中本衛議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 瀧本攻君。

瀧本攻総務財政常任委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務財政委員会に付託された議案についてのご説明を行います。

総務財政委員会に付託された議案は、議案の第65号の平成25年度の紀北町一般会計補正予算(第7号) だけでした。

それでは、審査の経過と結果を報告させていただきます。

「議会事務局」関係については、何ら質疑がございませんでした。

それから、「総務課」の関係の予算書の13ページの欄に、ちょっと予算書を見ていただきますか。13ページの説明書の欄にあります節のほうのですね、備考欄に公務災害の 226万 3,000円という、その質疑がございました。第5節の災害補償費 222万 3,000円、それと19節の負担金補助及び交付金4万円増という質疑がございました。これについて、課長の答弁では、農林課のいわゆる臨時職員がですね、草刈り中に蜂に刺されたのと、脛骨を骨折したということでございました。そのために入院費が 203万 1,628円、休業補償が24万 720円、トータルで 227万 2,348円、で、4万円はいわゆる見舞金ということでございます。これは収入のほうですね、雑収のほうにこの金額が保険金として上がっておりますので、ご参照願いたいと思います。ちなみに、自治労保険ではございませんので、これはいわゆる三重県町村会労働者災害保償責任保険というところに加入しているようでございます。引き受けておる会社は、民間のいわゆる株式会社損保ジャパンでございます。

で、そういうケガにあわれた方の年齢はということで、66歳でございます。

以上でございます。その差額については、ほかの課のほうで報告されると思いますので。

それから、「財政課」関係に入りました。

財政課の所管の審議を行いました。課長から追加説明と質疑に入りましたが、委員から、一般会計予算の14ページ、19節負担金補助及び交付金、事業負担金について、商工会が旧紀伊長島支所に入るために改装費について、町は 1,500万円を負担するということになってはいますが、全体の事業費はいくらで、残り商工会が負担がいくらになるのですかという質疑に対して、全員協議

会で説明していただいた、工門課長のお答えですけれども、答弁ですけれども、全協で説明させていただきましたアプローチの、いわゆる国道側の花壇の部分については決まっていなかったのもので、その部分は町の負担として増えましたので、全体の予算が 5,800 万円で、町の負担は 300 万円増で 1,200 万円やったのが 1,500 万円になったという答弁でございました。

それで、関連質問として、以前からエアコンが壊れていると聞いていますが、これについて、どちらの負担となりますかという質疑がございました。課長の答弁では、エアコンについては商工会の負担となりますとの答弁でございました。

次に、委員から、期限を決めて入ってもらうのか、それとも建物のある限り永久的に入ってもらうのかという質疑がございました。期限につきましては、1 年ごとに双方に意思がない場合は自動的に更新して期限は設けない予定ですという答弁でございました。

次に、負担割合の基準ですが、この部分は町、こちらは商工会の負担割合について協議して決めているのかとの質疑に対して、吹き抜け部分については、1 階が商工会、2 階が役場での利用となり、改修の必要がありますが、構造的な問題なので町が負担し、また商工会が貸し出すにあたり、何も置いてない状態で貸し出すべきですので、カウンター等の撤去は町が負担します。そのほか、玄関のアプローチの改修についても構造的な部分なので、町で負担しますという答弁でございました。

次に、予算書の 14 ページの説明欄をちょっと開いていただきたいと思います。海山総合支所管理事業について質疑がありました。これについて課長の追加説明で、第 7 目支所及び出張所費 1,193 万円の増額は海山総合支所管理で、歳入の 9 ページですね、9 ページに 13 款の国庫支出金、第 2 の国庫補助金、1 目第 1 節とも総務補助金を地域の元気臨時交付金の一部を利用して、海山総合支所周辺の駐車場を整備するために、工事請負費 1,220 万 8,000 円のほか、電気料の実績見込みによる 107 万 2,000 円の増額と事業費確定に伴う精算によるものだという説明がございました。

委員から、一般会計予算 14 ページの海山総合支所管理事業について、以前、全員協議会で報告がありましたが、それに比べて 20% 増えています、以前の説明から事業が拡大しているのですか、駐車場の整備という話がありましたが、説明をお願いしますという質疑に対して、今回、追加した地域の元気臨時交付金が確定し、投入できる財源ができたことにより新たに起こした事業で、以前から海山総合支所の前の駐車場と汐ノ津呂団地の駐車場がかなり傷んでおるので、お客様に不便をかけていますので、整備するものだという答弁でございました。

それから、臨時交付金が確定したので追加して事業するという事で解釈してよろしいですか

という質疑に対して、そのとおりです。今回は臨時交付金が確定したので、補正予算として本年度計上しましたという答弁でございました。

また、以前説明を受けたときに、町民センターの図書館の改修、浄化槽の入れ替えなどの工事でしたが、この1,193万円はそれ以外のものですかという質疑に対して、新たに起こした事業と考えていただいて結構です。金額につきましては、工事請負費で1,220万8,000円となりますという答弁でございました。

次に、一般会計予算の9ページをめくっていただけますか。歳入の第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目、第1節とも総務費補助金の市町村合併推進体制整備費補助金が949万7,000円減額となっております。それと入れ替わって、ほかの元気交付金が863万5,000円が増えています。ここで減額となっているのは、どこかの事業がなくなったことですかという質疑に対して、海山総合支所管理事業に市町村合併推進体制整備費補助金を充当いたしました。その部分について949万7,000円が減額になりましたが、その代わり、次のページ10ページの14款の県支出金、第2項県補助金、第1目、第1節の総務補助金の三重県市町村合併支援交付金から940万円を新たに補てんしました。その端数9万7,000円は一般財源となりますが、それ以外の財源は特別財源として確保していますとの答弁でした。

次、「税務課」に入りまして、税務課についての質疑を行いました。税務課の所管については質疑はございませんでした。ありませんでした。

それから、「危機管理課」に移りまして、予算書31ページの第8款危機管理課、第1項消防費、第1目常備消防費、第19節負担金、補助及び交付金の三重県消防組合負担金について、4,573万9,000円と予算に対して大きな減額となっている。要因を詳しく説明してくださいとの質疑に対して、三重県紀北消防組合負担金は9,074万8,000円の減額であり、そのうち紀北町が4,573万9,000円の減額でございます。この要因としましては、事業の精査による歳出の減額と、中日本高速道路からの高速道路救急支弁金収入5,777万3,000円による歳入の増加が大きな要因となっておりますとの答弁でございました。高速道路の救急支弁金についてはですね、今後、その広域で管理していかなんので、高速道路のほうからお金がいただけるそうでございます。

車両の購入については、入札差金はどのぐらいありましたか。組合からの資料によりますと、紀北消防署に配備する水槽付きポンプ車自動車兼救助対象車につきまして、予算が5,375万6,000円に対して契約は4,136万円で、1,239万6,000円の入札の差金が生じました。これを按分して尾鷲市と紀北町に返すということでございます。入札差金は1,239万6,000円でございます。この差金については尾鷲市は614万978円、パーセンテージでいうと49.54%、紀北町へ

の返還金は 625万 5,022円、パーセンテージは 50.46%でございます。

次いで、これに関連して落札率は76.9%となるが、このような大きな差金が出た理由がわかれば説明してくださいとの質疑に対して、通常の入札執行を行ったうえでの差金であると聞いておりますという答弁でございました。

次に、31ページのほうご覧いただきたいと思うんですけども、第8款の消防費、第1項消防費、第5目災害対策費、第15節の工事請負費について、164万 2,000円のうち地震津波災害避難路整備事業 129万 2,000円について、中ノ島の避難路整備のことだが、残り35万円については何ですかという質疑がございました。自主防災組織対策で渡利地区からの要望を受け、自主防災倉庫の新設にかかる費用35万円ですとの答弁でございました。

また、自主防災倉庫は、今回の計上ですべて各地区に整備できたのですかとの質疑に対して、平成23年度の自主防災会から要望を受けた部分については、すべて整備しましたが、それ以降随時要望については、今後とも整備を進めていきたいと考えていますとの答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、すべての各案件について、討論に入りですね、討論なく、採決に入り、すべての当委員会に付託された議案については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、総務財政委員会の報告、わかりにくい点もあったらと思うんですが、以上でございます。

消防のことについてね、非常に難しい問題がありまして、4千何百万の。消防議会はいつですか、25日に開かれるんで、そこに乗ってくるので、私委員長としていろいろ精査しましたら、消防費はですね、おそらく支弁が出てくるので少なくなるということ、昨日、消防の職員が来て言っていましたわ。それは委員会ではないので。

中本衛議長

委員長、委員会の報告と審査の経過についてだけお願いします。

瀧本攻総務財政常任委員長

そういうことで、支弁のことについての説明ですね。そういうことです。

中本衛議長

終わります。

次に、教育民生常任委員長 奥村仁君。

奥村仁教育民生常任委員長

皆さん、おはようございます。

平成25年12月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につきましては、条例改正1件、予算が4件、計5件であります。

12月13日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員6名の全員出席のもとで委員会を開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第62号 紀北町奨学金貸与条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑に入り、委員から、この条例案が可決され、平成26年度からの認定者に適用されると思いますが、それ以前の認定者も金額を増額してほしい場合は、適用できますかとの質疑に、条例改正案は、平成26年度以降の認定者に適用される改正案となっていますとの答弁でした。

また、この金額の増額は、切望されていると思いますので、在学中の認定者も希望すれば適用できるようにできませんか。貸与選考委員会があるので、このことについて協議してもよいのではとの質疑に、教育委員会で条例改正について協議をしてきましたが、平成26年度からの適用としています。ご意見については参考にさせていただき、教育委員会などで検討させていただきますとの答弁でした。

次に、第10条第2号で、学徒の本分とありますが、定義はありますか。また、学徒の本分に反する行為とはどのように判断するのか、選考委員会で審議をするのか、今までに学徒の本分に反する行為がありましたかとの質疑に対し、学徒の本分とは、勉学に励み、高い意識をもって学校生活をする事かと思います。条例第1条に、在学する優秀な生徒で学資の十分でないものに対し貸与するとしています。大学、高校に進学しても優秀であっていただきたいと解釈しています。私の知っている限りでは、学徒の本分に反する行為によって取り消しになった奨学生はいないと思います。また、第10条で、奨学金の貸与を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すとなっていますので、その行為があったときは取り消されますとの答弁でした。

また、その反する行為について、誰が判断するのですかとの質疑に対し、奨学金の貸与は、町長が選考委員会の意見を聞いて決定いたしますので、町長が判断すると思いますとの答弁でした。また、選考委員会は、奨学生の選考であって、問題があった場合は、町長が判断すると言いましたが、町長1人で判断する場合は、人によって見解が違ふと思いますので、違ふ組織が検討し、

それを聞いて町長が判断したほうが良いと思いますとの質疑に、今後、検討していきたいと思えますとの答弁でした。

次に、貸与者の減免について、卒業後、紀北町に帰ってきて就職すれば減免してはという意見がありました。公務員になれば給料は税金から支払われるので、公務員も当てはめるのは疑問です。また、紀北町に帰ってきて起業する若者やインターネット販売で商売する方もいますので、今後、減免の検討をする場合は、不公平がないようにしていただきたいと思えますとの質疑に、減免については、条件整理など多岐にわたり検討していかなくてはいけないと思えますので、議員のご意見として伺いますとの答弁でした。

次に、学校などに、このような奨学金制度があることを3年生だけでなく1年生にも周知していくべきではとの質疑に、制度変更により周知が必要かと思えますので、取り組んでいきますとの答弁でした。

次に、滞納者にも必ず返還をしていただかないと、奨学金制度自体が成り立たなくなりますが、滞納者の返還状況はどうですかとの質疑に、返還状況は厳しいものがあります。経済的な理由により奨学金の毎年の返還ができず滞納として残ってしまう方については、少しでも滞納額を支払っていただくために、分納誓約などにより、毎月少額の分納でも支払っていただくために、通知、電話連絡、自宅訪問などを行い、滞納の徴収を行っております。また、口座振替もできるということも周知しておりますので、努力していきたいと思えますとの答弁でした。

また、卒業後、就職ができればよいが、経済状況により厳しい場合もあります。本人が奨学金を借りていますので、返納していただきますが、滞納があっても奨学金の原資を確保し、奨学金について、今までのとおり借りられるように何か対応を考えていますかとの質疑に、奨学金については貸与ですので、貸したものは返還していただく必要があります。また、今回の条例改正により、返還しやすいように返還期間を10年から12年に2年延長しております。今後とも滞納者には返還していただくのが原則ですので、通知、訪問、電話連絡などを行っていきたくと思えますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）についての、当委員会所管分の審査を行いました。

まず、「住民課」分の審査に入り、課長からの説明のあと質疑に入り、委員から、小山浦集会所の地区集会所の修繕費ですが、原因とかはわかっているのですか。また、玄関の上の側壁の面

と屋根との関係性はどうかとの質疑に、小山集会所は、平成5年に建築され、20年ほど経っています。自然経年劣化と思われます。特に台風とかでなく、徐々に側面がズレてきていて、いつ落ちてもおかしくない状態です。避難所に指定になっていますので、区のほうから直してほしいと要望があり、今回、対応することになりました。また、ポーチ屋根の側面修理とは、建物から円形に張り出している屋根の側面修理ですとの答弁でした。

次に、集会所の土地の所有権、借地料とかはどうなっているのか。ほかにも同じようなケースがありますかとの質疑に、小山浦については区有地です。また、海山区の25施設のうち14施設が区有地で、紀伊長島区の30施設のうち6施設が区有地です。借地料は払っていませんとの答弁でした。

以上で、住民課分の審査を終了し。

次に、「福祉保健課」分の審査に入り、課長からの説明のあと質疑に入り、委員から、児童公園と忠霊塔の清掃を毎日していただいていますか、把握していますか。桜の木が根元から折れている。機関車の遊具がひび割れし、基礎がむき出しで危険であると指摘を受けていますが、ご存じですかとの質疑に、中州児童公園については都市公園であり、建設課の所管ですが、忠霊塔のことは把握しており、周辺については福祉保健課所管であり、先月もイチョウの葉っぱが住宅に入り込んでいるとのことで、職員も清掃いたしました。また、児童公園については海山区6箇所、紀伊長島区6箇所が福祉保健課の所管であります。ほかにも課によっていろいろ管理しているところもありますとの答弁でした。

次に、引本住民の方より、遊具の修繕についてお叱りを受けており、ブランコなどすり減っている部分もあり、何かあっては管理者の瑕疵責任になるので点検して、駄目なものは補正など対応し、直すべきであると思いますがとの質疑に、ご指摘の受けた引本の赤石の児童公園の修繕については見積をとったあと、業者に発注しており、本年度の概算予算で対応させていただきます。また、点検に関しては海山区については社会福祉協議会にお願いしており、年に1回は報告があり、4カ月に1回ぐらいは除草などを行っていますが、たまたま前回報告から約1年経っており、その間にかなり腐食が進行していたことですが、気をつけていきたいと思っておりますとの答弁でした。

以上で、福祉保健課分の審査を終了し、次に、「環境管理課」分の審査に入り、課長から説明のあと質疑に入り、委員から、弁護士費用について、考えられないくらい高い金額です。見直しを前から言っているが、今回、弁護士費用の積算について説明してくださいとの質疑に、弁護士着手金の積算根拠についてですが、多くの法律事務所で使用している旧日本弁護士連合会報酬規程に基づいて積算し、報償費や旅費等については水道課、教育委員会の金額を参考にしています

との答弁でした。

また、し尿の汲み取り金額について、町が許可した以上、高いとか安いとか言えないと聞いたがどうですかとの質疑に、し尿の汲み取りの料金ですが、合併前は紀伊長島町・海山町し尿共同処理組合の条例で定めていました。その後、環境省の通達で、市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を条例で定めることはできないとありまして、いつかは定かではありませんが、紀伊長島町・海山町し尿共同処理組合当時、その条例を廃止いたしました。それ以降は業者と話しをしまして決めていますとの答弁でした。

また、本議会で汲み取り料金が尾鷲の2倍近く高いという指摘があったがどうですかの質疑に、平成24年10月現在の各市町の担当者からの聞き取りによりますと、18リットル当たりのし尿汲み取り料金は、紀北町 163円、大紀町 220円、尾鷲市 180円、熊野市 200円、御浜町 215円、紀宝町 180円となっています。また、浄化槽清掃費用ですが、その当時、海山区は3万 8,000円、紀伊長島区は3万 2,600円、大紀町2万 7,300円、尾鷲市3万円、熊野市3万 600円、御浜町3万 7,800円、紀宝町3万 6,000円でございますとの答弁でした。

次に、9月定例会と臨時会と二度にわたり否決されました。二元代表制における議会という機関において、否決の意思決定が2回も行われています。今回3回目です。3回目も提案する地方自治法上の根拠を教えてください。3回提案するのは課長の考えですか、それとも理事者の指示ですかとの質疑に、三度提案したわけですが、一事不再議には該当しないということで提案させていただいており、地方自治法第 218条の規定に基づき、前回予算の調整後に生じた事由による訴訟費用以外に補正を要する費用も含め、所要総額を計上しています。提案は町長の指示ですとの答弁でした。

また、憲法に地方自治の本旨に基づいてとありますが、どういう意味ですか。地方自治の原点ですとの質疑に、地方自治の本旨についてですが、日本国憲法第92条に、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律で定めるとして、地方自治を保障しています。本旨の言わんとするところは、住民の自由な意思に基づいて、その団体の意思が決定されるということであり、住民自治と団体自治があります。地方公共団体の機能としましては、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を設定するということになっています。地方公共団体の機関ですが、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置するとあり、その地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるところによる議員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するということになっていますとの答弁でした。

また、首長も議員もそれぞれ直接選挙で選ばれ、どちらも住民の意思を代表しています。二元代表制でお互いの機関の決定を尊重しなければ、議会制民主主義は成り立たないと思いますが、どうですか。また、こういう事例が旧町含めてあったのかどうか、教えてほしいとの質疑に、議会の議決事項は重いということはそのとおりで、議員のおっしゃるとおりです。このような事例があるのかどうかについては存じ上げませんので、調べてから回答させていただきますとの答弁でした。

また、業者の許可申請に対しても何回も修正を指示していますが、修正を求めることは許可が前提だろうと思いますがどうですか。何回修正を求めたのですか。修正は申請者に期待を持たせるのではないですかとの質疑に、申請については、条例規則等に定めています。それに基づいての申請をお願いしていますが、書類が揃っていなかったので不足書類を付け加えていただくよう修正をお願いしました。平成23年7月に個人での申請のときも修正していただき、平成24年3月に法人で申請されたときにも書類に不備があり修正を伝えました。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第7条第1項に基づき、町条例、町し尿処理条例等に基づいて申請していただいていますので、提出書類を確認しまして不備がなければ受け付けします。

審査にあたりましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的と、当該市町村の廃棄物処理計画に照らし、市町村がその責務である一般廃棄物処理の事務を円滑完全に遂行するのに必要適切であるという観点から決すべきで、同法の第7条第5項に基づき行っています。現在、2社で継続的、安定的に処理が行われていますので、廃掃法第7条第5項の規定に基づき今回不許可としました。修正は、申請者に期待を持たせるのではないですかということですが、平成23年7月に個人での、最初の申請のときですが、書類不備ということで不足書類について説明しましたが、そのときに紀北町一般廃棄物処理計画に基づいて対応しているので、許可を出すことは難しいと伝えていきますとの答弁でした。

次に、今回の件は住民の不満が起因としていると思うが、紀北町一般廃棄物処理計画に則って、今の時点では許可できないという説明があり、不許可とし、裁判に訴えられました。それに対する応訴と理解しています。今後、処理計画を見直すとか住民の不満があるならば解消していかなければなりません。応訴に対しての訴訟費は認めるべきだと思います。行政は住民の声は気になっていると思いますが、不満があるのか、ないのか。どのように処理していくのか、そういう話は出なかったのかお聞きしますとの質疑に、陳情と要望書が昨年出てきましたが、陳情が採択されたあと、海山区22名、紀伊長島区24名の各区長さんを対象に職員でアンケート調査を行いました。平成24年9月27日から29日の3日間で調査を行いました。内容は、ごみ収集運搬とし尿汲み

取りに対する苦情はありますかの2点です。し尿汲み取りに対する苦情についてですが、保守点検と法定検査の区別がつかない。金額が高い。以前は苦情について聞いたことはあったようだが今はない。などの内容でありましたとの答弁のあと、アンケート結果の資料提出を要請いたしました。

また、このアンケートはどのような仕方で調査したのか。3日間で聞き取れたのですか。留守の区長さんもおられたのではないですかとの質疑に、海山区と紀伊長島区の2班に分かれまして、各区長さん宅を伺い、ごみ収集運搬とし尿汲み取りに対する苦情はありますかの2点について聞き取り調査しました。1班2名で調査しました。1枚1枚アンケート用紙を準備し、各区長さんごとに聞き取り、アンケート用紙に記入いたしました。留守の区長さんについては後日伺い、聞き取りを行いましたとの答弁でした。

また、この資料は集計表になっていますが、アンケートを基に作成したのですか。直接区長さんに聞いたのですか。こういうことは事前に出してほしかったですね。このようなアンケートは今までに何度かしたことがありますか。今回の裁判とは別として、住民の不満を聞き、住民の不満をなくすことが大切だと思います。このような施策をとってもらうことが必要だと思いますが、どうですかの質疑に、アンケート調査を基に集計いたしました。直接区長さんから聞き取りさせていただきました。陳情書が採択されてから、その中に住民の苦情がありましたので、それを確かめるために行いました。調査は今回が初めてです。業者と3カ月に1回程度話し合いの機会を持ち情報交換を行っています。住民の声も聴く機会を持ちたいと思いますとの答弁でした。

次に、本会議の中でも、状況の変化があるんだということでしたが、再度詳しくお聞きしたいとの質疑に、第1回口頭弁論が11月7日に行われて、裁判長から原告に対し、今回の事件は被告の提出している平成16年1月15日の最高裁判例と似通っているが、原告は最高裁判例が間違っているというのか、あるいは最高裁判例を前提としても本件は許可要件を満たしているというのか、明確に答弁するようにと、裁判長が本町の主張する最高裁の判例の考え方を踏襲するものと受け取れる発言がありました。このようなことを受けて、今後、裁判が進むにつれて専門的なことも出てくると考えることから、状況の変化と申し上げましたとの答弁でした。

また、裁判長から、そのような話があったということですね。それを受けて、実際に専門的な分野でも限界であるということも説明されました。課長以下、環境管理課の職員も含めて、本来業務の仕事をしながらか、裁判事務にかかわっていかなければならないことは結構きつい仕事になると思います。このあたりの限界も感じていますかとの質疑に、裁判に関しては法的な専門的な解釈も出てきますので、職員では大変です。楠井法律事務所にも相談し、支援もいただいています

すが、原告に対しての対応も難しいと思いますとの答弁でした。

また、専門の弁護士を付けず、弁護士に相談だけで裁判を進めていくという、副町長、課長の判断で裁判を続けていくことは難しいということですかとの質問に、はいとの答弁でした。

次に、否決されたあと、業者と話し合いをすとか処理計画を見直すとか、議会を説得するためには同じ議案を出してきても賛成しにくいのではないですか。通すには何らかの策を講じる必要があるのではないですか。そのことについてお聞きしたいのですがとの質疑に、廃棄物処理計画には基本計画と実施計画がありますが、基本計画を変えとなりますと、し尿処理場の建設とか大きな事案がない限り変更はできません。クリーンセンターも稼働から19年経過しておりますので、今後、クリーンセンターの建設がありましたら、そのときに基本計画の見直しがあると思いますとの答弁でした。

また、前課長の時から容量等について質問したとき、機械も古くなっていることから、クリーンセンターの整備計画の話もしないといけないと認識していたので、近々、クリーンセンターの建て替えや大きな補修の事業計画が出てくると思っていたが、今回、否決されたあと、議会に対する対応、どうやって議員に理解してもらおうという対応がなかった。築19年経過し、容量がいっぱいであることや機械が古くなっていることを聞いていることから、あと数年で施設の見直しが必要なので、そのときに処理計画の見直しにかかるか、そういうことの説明が必要だったのではないですかとの質疑に、機械も古くなり、去年の12月議会のときも修繕費約1,000万円の補正も認めていただき、今年も修繕費約2,000万円程度の予算を認めていただいています。機械の老朽化が進み、修繕を行いながらやっています。今年9月議会に廃棄物処理施設検討業務委託予算を認めていただき、ごみ処理とし尿処理をどうようにしていくのかを調査しています。調査に基づき、理事者に相談して、方向性を決めたいと思っていますとの答弁でした。

このあと、答弁漏れの指摘もあり、先ほどの二度否決され、3回目提案するという事例が旧町含めてあったのか教えてほしいとの質問ですが、旧海山町のことは知りませんが、1件旧長島町のときに2回出してきたことはあります。辺地計画の変更で否決されて、1週間ぐらいあとに再議にかけられ、可決されたことがあります。

理事者が結論ありきで進めている。既存の業者2者でいいという前提で進めています。それが果たして民主主義と言えるのかどうか、この件に対して全く修正協議が行われていません。今年9月議会に追加提案し、紛糾したとき、議事の運営上、休憩を宣言したとき、町長は休憩しないでこのままやってくださいとクレームを付けました。これは事実です。そのあとも休憩の中でいろいろ協議し、調整しようとしたんですが、受け入れませんでした。町長は結論ありきで進めてい

る政治姿勢は民主主義でいかなものかと思います。修正協議に応じません。これは政治ではありません。話し合うべきですとの質疑がありましたが、答弁としてわかりませんという答弁でありました。

次に、町長のコメントとして、新規業者に許可をすれば設備投資をした既存業者に訴えられると地方新聞の記事になっていました。その真意を確かめたいのですがとの質疑に、10月28日に当選証書を受けたあと、某新聞社の取材を受け、10月30日付けの同紙の記事のことだと思いますが、本町の場合、一般廃棄物処理計画に基づいて不許可としています。最高裁の判例に基づいてそういう判断をしました。この計画を無視して参入業者を認めた場合は、既存業者から訴えられる可能性があるのではないかと、話したのではないかと思いますとの答弁でした。

また、合特法についてお聞きしたいとの質疑に、合特法についてですが、下水道が整備されるとし尿の汲み取りとか浄化槽汚泥の抜き取りがなくなりますので、それに対する業者の方の職種転換の支援などを図ることを目的とした法律ですとの答弁でした。

また、クリーンセンターの維持に億の経費がかかって、業者からの使用料は100万円単位だと思いますが、どうですか。収入の条例を変えるべきと考えますが、どうですかの質疑に、クリーンセンターの維持経費は、人件費も含めて1億円程度で、収入については、し尿18リットル当たり2円と条例に定めています。条例の変更についてはお答えしかねますとの答弁でした。

また、町の示した判例は町に有利な判例ばかりである。反対の判例も示してほしいとの質疑に、反対の判例は存じませんとの答弁でした。

ここで委員より、議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の当委員会所管部分に対する付帯意見の動議が出されました。

以上で、環境管理課分の審査を終了し。

次に、「学校教育課」分の審査に入り、課長からの説明のあと質疑に入り、委員より、海野小学校にある二宮金次郎の像は、図面ではどのあたりにありますか。未買収地でよいのか。駐車場への道には、桜並木があります。明細書には山桜とありますが、そのことを指しているのかとの質疑に、図面を指示し、図面1ページの405A1のB12の左下あたりです。土地に関しては未買収地です。明細書の山桜ですとの答弁でした。

また、桜並木は新入生や児童が通るところにあり、学校の景観を構成している大切な木を切ってしまうのは、学校の統廃合を考えているのか。この工事のあとはどうなるのか。新しく植え替えるのか。教育委員会で用途廃止を議論していると思うが、議論の中で山桜などの景観についてどのようになるのか、教育委員会の会議の中で意見は出なかったのかとの質疑に、樹木に関して

は学校、学校長などに確認しています。また、学校長からPTAなどに話をさせていただいていると思います。また、教育委員会では意見は出ませんでしたとの答弁でした。

また、どのような工事完成になるのかはわからないが、その後、植樹の予定もないのか。本来であれば大切な桜並木の伐採について、その後の景観など議論しなくてはいけないと思いますとの質疑に、今後、学校と検討していきたいと思いますが、植樹の場所やスペースなど、学校の必要性に応じて検討していきたいと思いますがとの答弁でした。

次に、財産売払収入について、資料2ページから駐車場は機能的に問題はないのか。また、体育館横から学校の裏側に行く道があり行けたと思いますが、工事後も学校の裏に行く道はありますかとこの質疑に、使っていた駐車場の一部は工事箇所に含まれますが、運動場と駐車場の間には段差がありましたので、その場所にL型擁壁をつくり、駐車場を前に出しますので問題ありません。学校の裏へ回る道幅は確保されますとの答弁でした。

また、説明では駐車場を少し前に出して、以前の駐車場の広さぐらいは確保されるとのことで理解します。

資料2ページの図面では体育館横の道幅は狭く見えますが、問題ないですかとの質疑に、買収用地の青色部分の一部に赤色部分で駐車場とあると思いますが、その部分は道幅になります。また、図面の階段は実際より大きくなっていると思いますとの答弁でした。

次に、教育長や教育委員長が工事内容を聞いたり、現地を見ていると思いますが、山桜を残して砂防工事ができないのか検討しましたか。検討していないようにも感じられます。山桜を残すために砂防工事の計画などに意見を言うことはできなかったのか、おそらくそこまでしていないと思いますので、非常に残念ですとの質疑に、教育委員会で現地訪問をしています、植栽については、今後、場所など学校と協議をして植えることができれば植えていきたいと思います。

中本衛議長

ここで、10時50分まで休憩とします。

(午前 10時 34分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

中本 衛議長

どうぞ、続けてください。

奥村仁教育民生常任委員長

それでは、報告を続けさせていただきます。

次に、用途廃止の決定を7月4日に行い、なぜ予算計上は12月定例会なのか。県との契約はいつですかとの質疑に、教育委員会は7月4日に行い承認していただいておりますとの答弁でした。県との契約については平成25年8月2日に県との契約をしていますとの答弁でした。

また、8月2日に県と売買契約をしているのに、なぜ9月に補正に計上されないのかとの質疑に、その時点では9月補正に計上する考えがありませんでしたとの答弁でした。

腑に落ちないところがあります。8月2日、県と売買契約をしているのに9月補正に計上せず、12月補正予算でも行政財産売払収入と誤っていました。この売買契約の所管は財政課でしていると思いますがとの質疑に、普通財産に移管されていますが、事務手続きは学校教育課で行っていますとの答弁でした。

また、県との売買契約は教育委員会が行ったということですかとの質疑に、町長が契約をしていますとの答弁でした。

次に、7月4日の教育委員会で、教育財産から普通財産へ決定しているということによろしいですか。行政財産は特別な財産であり、普通財産とは違うということで厳しい目で見られます。教育委員会が7月4日に行政財産から普通財産へ決定したということによろしいですかとの質疑に、はい、そうですとの答弁でした。

次に、この砂防工事について、町への説明はいつわかりませんが、用地や補償立木の調査をしているのは平成24年8月なので、その時点で町は知っていたと思いますが、普通財産へ変更したのはいつですかとの質疑に、平成25年7月4日の教育委員会ですとの答弁でした。

また、普通財産に変更したのは平成25年7月として、用地面積や補償物件の内容を知ったのはいつですかとの質疑に、用地面積などが確定したのは平成25年4月に入ってからですとの答弁でした。

現地の調査は去年の8月に行われていますので、これだけの土地が工事箇所に含まれていることや、補償物件について平成25年4月以前に説明があったかと思いますが、いつですか。との質疑に、明確な日付はわかりませんとの答弁でした。

また、平成24年度に調査をしているので、平成24年度中に何らかの説明があったと思います。またわかれば教えてください。現地には町長や担当課なども行っているかと思いますが、この調査表で不思議に思うのは、サツキやツツジなど移植の適否ですべて不適となっています。平成24年度から工事が始まるのであれば移植は不適となるのはわかるが、普通財産への変更は今年の7月なので期間があったと思います。県は町が意見を言わないと伐ってしまうので、この期間で伐るや残すの話はなかったのか、町長が言ったが県が了承しなかったのかなど、そのような話はなかったのかご答弁ください。学校側の判断で伐るということになったということによろしいですねとの質疑に、移植するかどうかについては学校側と協議を行い、伐るという判断になりましたとの答弁でした。

次に、今年度になって用地などが確定したと言いましたが、売買交渉は教育委員会が行っていたということによいのですか。売買交渉はどこが行っていましたかとの質疑に、建設事務所から話を伺って学校教育課が交渉を行っていたとの答弁でした。

また、学校教育課が行っていたということによいですね。不自然があると思います。売買交渉を教育委員会が行って、7月4日の教育委員会で普通財産に変更し、8月2日に県と売買契約をしたが9月補正に計上されていない。失礼な言い方であるが、財政課との調整を忘れていたのではないか。歳入については速やかに予算計上する必要があると思いますとの質疑に、その時点で12月補正予算しか考えていませんでしたとの答弁でした。

また、財政当局からも話を聞いてはと思います。普通財産にした時点で契約など手続きは財政課ですべきだと思いますとの質疑に、契約の実務に関しては財政課の合議のうえで担当課が行っているのが現状です。また、この契約にかかわる経過を説明します。平成24年中に三重県尾鷲建設事務所から県砂防工事について、学校教育課へ説明がありました。平成25年1月に尾鷲建設事務所が学校などに説明がありました。平成25年5月27日教育委員会で学校訪問を行い、海野小を視察し、その際に県砂防工事を説明、平成25年7月4日、教育委員会で行政財産を廃止し、普通財産への移管を承認、平成25年8月2日、三重県知事と土地売買契約、移転補償・立木売買契約を締結しています。9月補正に計上しなかったのは私の配慮のなさで、12月補正での計上になりました。深くお詫び申し上げますとの答弁でした。

次に、7月4日に普通財産にしているのであれば、9月議会に計上するかについては財政課の問題では。また、砂防工事の施行業者に確認したところ、山桜などはすでに町で伐ってあったと聞いていたがどうなっているのか、その立木の伐採は誰が指示をしたのかとの質疑に、鑑賞樹の立木については町で伐っております。学校教育課が農林水産課の林業係に依頼をいたしましたと

の答弁でした。

また、その依頼はいつしたのか。普通財産になった時点で学校教育課の所管を離れているのでは。また、伐採した木はどこにいったのか、費用はいくらかかったのかとの質疑に、学校教育課が依頼いたしました、いつしたか覚えていませんとの答弁でした。

その依頼したのは普通財産になる前ではないのですか。普通財産について学校教育課が行うのはおかしくないですかとの質疑に、財政課の合意のうえに、初めにかかわった課が引き続き行っているのが現状ですとの答弁でした。

また、自分の課でやるべき仕事をやっていないので、本会議の質疑で議員が納得したのは科目記載の誤りということで納得をしたと思います。きちんと説明をしていただきたい。7月4日に普通財産になったということは、教育委員会の手を離れたということではないのか。財政課が9月補正に計上するべきではないのか。また、なぜ町の職員が伐採をしているのか。合わせてその指示を学校教育課長が行っているのもおかしいと思います。県で伐採したほうが安くなるのでは。県の立木補償は伐採も含めてしまうと安くなってしまいますので、自分たちで伐ると立木補償が高もらえるという説明はわかります。立木の補償は県が伐採するか、自分たちで伐採するかによって金額が違います。自分たちで伐採したほうが補償が多くもらえるのではとの質疑に、立木補償で、県工事で伐採をすると、立木補償が安くなってしまいます。移転補償として町側で伐採をすると伐採経費が節約され、補償が高くなります。また、移転補償の鑑賞樹は県では伐採できないと聞いていますとの答弁でした。

また、今、説明では鑑賞樹をすべて町で伐採したということによいのかとの質疑に、山桜だけではなく、鑑賞樹についてはすべて町で伐採していますとの答弁でした。

また、県の補償は移植か伐採かどちらでも決めていただいて、その費用を含めての補償としています。移植してしまうと補償よりも費用が高くなってしまふのかとの質疑に、鑑賞樹については移植か伐採かの処理費の費用も含めて補償となっています。用材林については町で伐採をしていません。鑑賞樹について町側で伐採することにより、かなり金額が違ったと思いますとの答弁でした。

また、金額ありきで移植するのか、伐採してしまうのかとの質疑に、移植できるか、できないかは学校側に相談したうえで対処していますとの答弁でした。

学校側が伐ってしまったもよいとしても、なぜ県で伐採しなかったのか、町側で伐採する必要があるのかの質疑に、仮に県に伐採していただくと補償額に差がありましたとの答弁でした。

また、そうであれば伐採したときの処理量や費用はいくらかかっているのか。伐採には何人で

何日かかっていますかとの質疑に、処理した立木は0.95トンで費用は2万8,928円で、3人で1日ですとの答弁でした。

また、これだけの鑑賞樹だと0.95トン以上あるのではないか。また、処理の日は7月4日以前なのか、以降なのか、伝票の日付けを確認してくださいとの質疑に、日付けは7月29日ですとの答弁でした。

また、7月29日なので7月4日以降に、農林水産課に依頼したとして、なぜ普通財産になっているのに学校教育課長が依頼するのか。財政課も悪いのではないか。行政財産のまま処分してはいけないと理解していなかったのでは。普通財産にもかかわらず学校教育課が事務をしているので所管を離れているのではとの質疑に、答弁を求めるため財政課長に出席を求めました。

財政課長出席にて質疑を再開し、委員より、12月補正予算の10ページの15款財産収入の説明で、行政財産売払収入で議員の指摘により、普通財産に訂正しましたが、今回、学校教育課長の説明を受けて、いつ普通財産になったのか、9月補正予算で計上されなかったのか聞きたいのですが、まず、7月4日に普通財産になったのは事実ですかとの質疑に、7月4日に行政財産を廃止し、普通財産に変わっています。それ以降、8月2日売買契約をしております。その契約について、本来であれば普通財産に変われば、教育委員会から財政課へ引き継ぎがあるのですが、両課の手続きの誤りで引き継ぎが上手くされていませんでした。そのため、契約の事務も教育委員会で行っていますが、財政課も合議しております。今回は合議でよいという判断でしていましたが、指摘もあり、今後は引き継ぎを行っていきたいと思いますとの答弁でした。

また、議員の指摘は普通財産でないと売買できないとの指摘です。そのため、行政財産から普通財産にして売買契約をしていると思いますが、引き継ぎが上手くいっていなかったため、教育委員会で行ったというのであれば、何も知らなかったのかとの質疑に、何も知らなかったのではなく、普通財産に移管を承認して、財政課の合議のうえで教育委員会で契約の手続きをしています。確かに議員指摘のとおり、移管後契約は財政課で行い、予算計上するのが本来であったかと思えますとの答弁でした。

また、普通財産に移管されたのであれば、台帳のやり取りがあるのではとの質疑に、行政財産から普通財産への移管については町長決裁ですので、町長決裁が終わった時点で普通財産になっていますとの答弁でした。

また、それであれば、8月2日に売買契約をしたのであれば、9月補正予算に計上されるべきでは。議員の指摘がなければ行政財産売払収入として残ってしまうところでしたとの質疑に、売買契約を8月2日にしましたが、財政課の教育委員会への9月補正予算への指示や、本来であれ

ば移管を受けて財政課で契約をし、予算計上も財政課ですべきでしたが、意思疎通が上手くいかずこのようになってしまい、ご迷惑をおかけしました。予算書の10ページの説明欄の行政売払収入については、原因はシステムで行政財産であったものを砂防工事で売却したいということで、その原因で予算計上してしまったためです。議員ご指摘のとおり、普通財産で売却していますので、訂正をさせていただきました。このような行政財産売払収入という説明は誤解を招きますので、今後は普通財産売払収入とさせていただきますとの答弁でした。

また、そのような科目がある自体間違いかと思えます。それはよしとして、7月4日以降に立木の伐採を学校教育課でさせたのかとの質疑に、学校教育から財政課への引き継ぎが上手くいってなかったのが原因かと思えます。移管の承認の起案があります。また、売買契約の起案があります。その間に、普通財産に移管したときに、これまでの経緯などを付けた文書を学校教育課から財政課へ引き継ぐべきだったかと思えますとの答弁でした。

また、ミスはミスで仕方がないが、どこでミスがあったのか、わかれば今後気をつけられればよいが、引き継ぎが上手くいかなくて学校教育課長が伐採の依頼をしてしまったにしても、議会への報告がなかったのは財政課の怠慢ととられてしまうが、どうですかとの質疑に、普通財産の移管まで教育委員会で行い、それ以降の契約を立木の処理については財政課で行うべきであり、ご迷惑をおかけいたしました。その対策として、今後、移管終了後は、これまでの経緯などを記載した文書を引継書とし、今回のようなミスがないように気をつけていきたいと思えますとの答弁でした。

また、これまでの説明を整理すると、行政財産から普通財産になっていたが、引き継ぎが上手くいかず9月議会の報告が遅れてしまったと、また立木処理を学校教育課が依頼したことについても書類の引き継ぎが上手くいかなかったのが、最後まで学校教育課でしてしまったということだと思います。ただ、これだけの立木で0.95トンしかないのは疑問に思います。本来であれば普通財産に移管されているので、8月2日の県の売買契約は財政課で行っているのか、教育委員会で行っているのかとの質疑に、本来であれば行政財産を廃止し、普通財産に移管するまでが教育委員会の所管でしたが、それ以降の立木の処理や売買契約まで教育委員会で行っておりますので、大変、反省をしておりますとの答弁でした。

また、それでも7月4日に行政財産から普通財産へ変わっているのかの質疑に、財政課で合議し変わっていますとの答弁でした。

次に、予算書の33ページ、学校教育コンピュータ整備事業及び34ページ、中学校教育コンピュータ整備事業について説明では、XPのサポート終了に伴い、整備する必要があるとの説明でし

たが、XPを変えずにウイルスソフトを入れればよいと考えますが、説明をお願いしますとの質疑に、小学校のパソコンは214台あります。平成21年度に整備いたしました。購入時にWindows 7をダウンロードし、XPとして整備していますので、XPのサポート終了に伴い、Windows 7にアップグレードするようにしています。中学校は、潮南中学校、三船中学校のパソコンは平成21年度にWindows 7を整備しており、紀北中学校、赤羽中学校は平成17年度に整備しているため、パソコンはXPですとの答弁でした。

また、小学校のパソコンは、平成21年度に整備したときにWindows 7をダウンロードしXPを整備し、また、今回サポートが切れるのでWindows 7にアップグレードするというのは、なぜ、初めから小学校もWindows 7を整備しなかったのか、なぜ、この費用が必要か、もっとわかりやすく説明をお願いしますとの質疑に、Windows XPは、平成17年度から販売され、Windows 7は平成21年度から販売されています。中学校パソコンはエクセル、ワードを主に使用するため、Windows 7の整備でよかったのですが、小学校パソコンは、児童が使うため、児童が扱いやすいソフトを使う環境にするために、XPを整備しました。ウイルスソフトは悪さをするウイルスのブロックや排除をすることができますが、OSのセキュリティーホールに対する対策はできないため、今回のWindows 7への整備費用となりますとの答弁でした。

また、理由はわかりましたが、小学校教育コンピュータの整備費用は児童用パソコン214台があり、1台約1万円ほどのアップグレードの費用がかかっていますが、こんなに費用がかかるのか。また、平成21年度の整備の際に、このような状況を想定していたのか。中学校教育コンピュータは、紀北中学校、赤羽中学校の整備で約1,400万円の費用がかかっていますが、なぜ、小学校の整備費用と大きな差があるのか説明をお願いしますとの質疑に、中学校教育コンピュータは、アップグレードでなく、買い替えです。紀北中学校35台、赤羽中学校12台の新規購入を予定しています。小学校教育コンピュータについては、1台約1万円で、その台数分の費用です。平成21年度の整備の際には、アップグレードは想定していませんでしたとの答弁でした。

また、想定をしていなかったということですが、小学校のアップグレード費用の1台単価が高いのか安いのか判断できませんが、個人的には高く感じます。1台単価約1万円の根拠は何ですかとの質疑に、業者の見積りをとっており、このような金額になります。その中には、環境設定の金額も含まれております。あくまでも見積りですので、入札として金額が安くなる場合もありますとの答弁でした。

また、先ほどの説明で、単価約1万円には物の代金と設定手数料も含まれるということでしょうか。単価1万円のそれぞれの内訳はわかりますかとの質疑に、物の代金と環境設定料が含ま

れています。まとめでの金額の見積りですので、それぞれの内訳はわかりませんとの答弁でした。

次に、予算書34ページ、中学校校舎等施設営繕事業 236万円の内容を説明してください。また、35ページの幼稚園の人件費98万円の増額についても説明してくださいとの質疑に、中学校等施設営繕事業については、潮南中学校の1階トイレ前の給水管が漏水しており、給水管修繕に110万円、三船中学校の自動火災報知機設備が落雷により故障しましたので、受信機取替工事に126万円、計236万円です。なお、三船中学校の自動火災報知機工事については、保険で対応できますので、財源内訳のその他で同額126万円計上しております。幼稚園費の人件費ですが、人事異動のためです。人事異動により、給料の低い方が幼稚園から保育園に、高い方が保育園から幼稚園に異動があったため、増額計上していますとの答弁でした。

以上で、学校教育課分の審査を終了し、次に、「生涯学習課」分の審査に入り、課長の説明のあと質疑に入り、委員から、赤羽公園のテニスコートは整備されて使えるのですかと質疑に、赤羽公園のテニスコートについては特に支障なく使っていただいていますとの答弁でした。

次に、台風で被災した施設の改修にも保険がきくのですか。赤羽公園は平成16年の災害で甚大な被害を受けましたが、その際にも保険は使いましたかと質疑に、今回被災した施設は、建物災害共済に加入しており、台風による被害は、その保険の対象です。赤羽公園の平成16年災はグラウンドが甚大な被害を受けました。建物や付帯施設は保険を掛けることができますが、グラウンドは保険の対象になっていませんとの答弁でした。

次に、東長島スポーツ公園の近隣住民からゴルフをしているというお叱りをいただきました。打ちっぱなしをしていると危ないので、管理に注意してほしいと言われたが、何か対応はしていますか。看板等で禁止行為を掲示してはいかがですかとの質疑に、体育館等の建物の場合は、鍵をしてきちんと管理できますが、グラウンドの場合は町民の方に親しみやすく使っていただきたいということもあり、施錠などの管理はしておりません。危険ではというお話を伺いましたので、事情を聞かせていただいて対応したいと思います。看板で規制するには、禁止行為すべてを掲示しないといけなくなりますので、そのような行為が発生した場合には、個別に対応をさせていただきたいと思いますとの答弁でした。

以上で、本委員会所管分の質疑を終了し、討論なく採決に入り、賛成多数、よって本案の当委員会所管部分は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

本件に関しましては、審議の中で委員から付帯意見を付する旨の動議が提出されておりましたので付帯意見の審議に入り、委員からの説明のあと質疑に入り、質疑なく、採決に入り、賛成多数で本案に付帯意見を付することに決定いたしました。

付帯意見の内容としては、議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の当委員会所管部分については、本会議において一般訴訟費、環境関係訴訟事業86万9,000円を減額修正することを前提として可決するというものです。

次に、議案第66号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。

質疑に入り、委員から、70歳以上の窓口負担の割合が国会で決まっていなかったですか。また、70歳以上でも3割負担している方もいるがどうか。また、3割の方も町が1割負担補助しているのかとの質疑に、法律では、70歳から74歳の方の医療費の自己負担分が2割になっていますが、1割分を補助して、実際1割負担となっています。現役並みの所得者は3割になっていますが、3割負担の方には町の1割補助はありませんとの答弁でした。

次に、未払いの方はどれぐらいいますか。分納者も保険証は使えるのですかの質疑に、平成24年度の国保料を滞納されている方は663人いまして、納付相談により経済状態とかを聞き取りし、払いやすい金額で分納していただいています。納付相談に来てもらえた方で、少しでも納めてもらった方には短期証を発行しています。短期証には1、3、6カ月の3種類がありますが、切れ間なく発行していて、通常の保険証と変わりなく、医療機関にかかってももらいます。しかし、納付相談にも応じず、何も応答もない方には資格証明書を発行しますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第67号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。

質疑に入り、委員から、後期高齢者の方は、今、何人ぐらいいて、来年度の対象者は増えるのか、減るのかわかりますかとの質疑に、後期高齢者の紀北町の被保険者数は、平成25年3月31日現在で3,769人で、動向については把握していませんとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第68号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

課長からの説明のあと質疑に入り、委員から、現状は、たまたま寝台の部分に雨漏りがなく良かったが、雨漏りの原因はわかっていますかとの質疑に、原因については、屋上の表面部分の防水ゴム等が経年劣化しており、雨漏りが生じてきたのではと思われます。工法については部分的に

行えば、また雨漏りが生じてくる可能性が大きいので、屋上表面全体を反応形アクリル防水改修としてアクリルゴムを屋上全体に覆うような感じで行うことで、根本的に雨漏りを抑えられると考えていますとの答弁でした。

次に、防水ゴムの張り替えということですが、建設当時に施工されたものか、それ以降のものですか。立ち上げ部分の 120㎡とはどういう部分ですかとの質疑に、工法であります。まず屋上表面の清掃を行い、下地調整を行い、下地については使えるところは残し、その上からアクリルゴムを表面に塗ります。ほとんどの部分は建設当時のものであると思います。ただ、部分的な修繕は何度かあったかと思いますが、全面的なものは今回が初めてです。立ち上げの 120㎡というのは屋根の立ち上がったパラペット部分で、その面を施工するものですとの答弁でした。

次に、今からも修繕がかさばると思うが、将来のことも見越して建て替えや町営でやるのであれば、やるとの方向性を決めるべき。平成16年度から修繕費がどれぐらいかかっているか、今後の予測されるものはどれぐらいありますかとの質疑に、主に修繕としては、養護は平成16年から平成24年度までは、約 2,700万円で、特養に関しましては約 5,000万円です。今後予想されるものは、今回計上させていただいている屋根の防水工事で大きな工事の予定は終わりですが、これからのものはタイミングと理事者との協議が必要と思われます。今しばらくは今の状態でいきたいということです。何年かという明記はありませんとの答弁でした。

また、明記があればいいのですが、町営でやり続けるということでもいいのですかとの質疑に、現状では、町営で続けるということですよとの答弁でした。

また、耐震補強はいつされたか。金額はどの質疑に、平成17年度に実施しており、養護と特養を合わせて約 500万円ですよとの答弁でした。

次に、以前建て替えが論議されたことがあったが、国の方針、県の方針が個室でなければならぬとあったが、また方針は変わってきているのをご存じですかという質疑に、経緯についてはわかりませんが、県補助金については、昨年度からユニット（個室）だけでなく、一部多床室であっても出すという方針です。圏域内で新設の床数の3割以内まで大部屋も認めるということになりました。しかし、補助金は民間が優先であり、公のところには回ってこない現状です。このあたりで申し上げますと、紀北町、尾鷲市、紀南管内の新設する特別養護老人ホームの3割以内に関して、多床室も認めるということですよとの答弁でした。

次に、平成11年に改築方針があったが、ほかの施策によりなくなったが、養護については民間に委ねる方針が曖昧になり、ずっとこのままになり、その流れから言えば大部屋は安いので、古いより安いほうがいいということもあり、国民年金であれば、5、6万円を入れるとすれば、赤

羽寮しかなく、民間であれば10万円を超え、高いうえ居室も開いていない状況である。いずれにしても14、15年前には改築する予定だった。以前ほかの自治体が視察に来たときに、養護と特養を併設して公営でやっているのは赤羽寮ぐらいですとのことでした。実際にそうなのですかとの質疑に、過去にいろいろな経緯があったことはお聞きしています。平成14年度に運営等検討委員会があったそうですが、最終的に方針はあっても決定までには至らなかったと思います。県内では組合立で運営しているところがありますが、町営で運営しているのは紀北町だけです。全国でも数は少ないと思いますとの答弁でした。

以上で、質疑を終わり、討論に入り、賛成討論として、町長の任期4年間でやらなくてはならないこと、やりたいことがあると思いますが、方向性として残していかなくてはならないこともあるので、4年間で考えていくのではなく、早急に方針を示していただきたいとの討論がありました。

以上で、討論を終了し、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された5案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

北村君。

18番 北村博司議員

ただいまの委員長報告にかかわってくるんですが、この初日ですね、補正予算の本会議質疑のときに松永議員が指摘された、歳入の10ページのですね、いわゆる行政財産と書かれていること、これ副町長だったかな、口頭でこれ誤りですと説明されたんですね。普通財産と書くところを誤ってしまったと。これ議長に確認したいんですが、これ口頭で説明、松永議員に対して説明されただけで、その後、差し替え等の手続きはされていませんよね。ちょっと確認しておきたいんです。

してないですね。となると、この表記はこのまま生きていくのかどうかということが、今後のこのあとの委員長に対する質疑とか討論に関連してくると思いますが、これやっぱり議決対象ではないけれども、説明という部分、予算書の表記が本当に誤っておったのか、どうなったのかということ自体もよくわかりませんのでね、これは差し替えるべきじゃないですか、このページは、この本会議中に。そうでないと今後、討論、採決に影響してくると思いますよ。これ生きておると思います、私は。差し替えられていない以上はね。

中本衛議長

今、北村君から差し替えのご意見がございました。差し替えしていないので、差し替えしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

差し替えさせます。

中本衛議長

次に、産業建設常任委員長 東貴雄君。

東貴雄産業建設常任委員長

それでは、平成25年12月議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につきまして、12月12日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員6名全員出席のもとで開催しました。説明のために出席した者は、農林水産課、商工観光課、建設課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案第61号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例、議案第63号 紀北町赤羽生活改善センター条例を廃止する条例、それから議案第64号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について、議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第7号)、議案第69号 平成25年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)の議案5件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、議案第61号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。課長からの補足説明はありませんでした。

委員から、名称が変わったため、等が付いたとのことだが、どのようなことかとの質疑があり、これまでは配偶者からの暴力を受けた方となっていました。この法律の改正により生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、外部からの発見、介入が困難であり、かつ継続的になりやすいといったことにより拡大されたということで、等が入りましたとの答弁がありました。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等は、保護だけにかかっているのか、それとも配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護にかかっているのか。またですね、同居し、お付き合いをしている相手からのDVがあった場合ととってよいのか。それから同居人に関しては、お付き合いをしている相手や男女関係ばかりではなく、子から親、親から子に対しても同居人とし

ているから、等としているのか。それからですね、配偶者の意味合いは結婚している人のことではないのか。配偶者以外の同居の親族からの暴力についても改正されているのかとの質疑がありました。

これに対しまして、最初の等についてなんですが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正があり、題名中、保護を保護等に改めるとなっていることから、法律の改正に従い条例も改正した。それから同居人も含めるのかということについては、今回の改正は婚姻関係のある配偶者及び配偶者であった者から、配偶者以外の者へと拡大されたということで、それ以外の同居人については触れていないので、配偶者及び交際相手に関するものであると、今までは配偶者からの暴力については、配偶者の身体に及ぼす暴力、それに準ずる有害な言動となっており、離婚後についても含まれていました。

今回の改正により、生活の本拠を共にする交際相手の暴力という定義、被害者と加害者の生活のよりどころをともにしているということで、婚姻の意思がなかったとしても対象となります。あくまでも夫婦、交際関係であり、家族については触れていませんとの答弁がありました。

またですね、単身の方について証明があれば入れるというふうに理解してよいのかという質疑に対しまして、単身入居の関係で証明がないと入居ができない。その他の単身入居は60歳以上の方、身体障害の方といろいろありますが、今回改正する第6条第8号については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の被害者を特定したものであって、暴力を受けたとしても証明の発行がないと単身入居することができないとの答弁がありました。

また、別の委員より、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の等に関しては、拡大解釈できる法になったと思うのだが、条文はどのようになっているのか、その条文が明記されていると思うがとの質疑に対しまして、条文についてですが、町営住宅法の中にもこのことは明記しているという答弁がありました。

また、委員より、等に関する拡大解釈はどこまで広がったのか。改正前の条文と改正後の条文で等の入ったことによる効力を知りたいという質疑に、条文は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に、新しく第28条の2を新設し、規程中の配偶者からの暴力を生活の本拠を共にする交際相手からの暴力と読み替えるという条文を追加しているとの答弁がありました。

そして、また同じく委員から、それを提出してほしい。等に関しては今の条文が新設されたとすれば、それで資料配付していただくことで、すべてわかるのではないかというふうに質疑があり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の配付がありました。これは皆様のお手元のほうにも先般配付させていただいております。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第63号 紀北町赤羽生活改善センター条例を廃止する条例についての審査を行いました。

課長からの追加説明はありませんでした。

質疑に入りまして、委員から、町の産業振興において、この施設は必要なものではないかとの質疑に対しまして、課長から、この施設は建設以来41年が経過し、老朽化も進んでおり、生活改善センターの機能としては、平成13年に中桐会館が建設され、地区集会所としての用途は中桐会館に移行していて、生活改善センターとしての機能は果たせたのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、この施設の建設工事からの沿革をお聞かせてほしいとの質疑に対しまして、名称については、紀北町赤羽生活改善センターで、旧紀伊長島町時代に設置され、旧町においても条例で制定している。設置目的としては、農林漁家の生活改善を図るため生活技術普及の講習、読書、集会等に資する施設として規定されている。建設年度については、昭和46年度に建設され、昭和62年ごろから地区の方々が味噌づくりの拠点として活用していた。その後、平成21年ごろを最終に活動が休止している。施設の老朽化もあり、平成24年度から電気、水道等の供給を停止して現状のまま管理しているとの答弁がありました。

また、委員より、町有財産については、町民共有の財産であるので、処分については慎重でなければいけないと思う。唐突な話だが、以前からこのような話もあったのかとの質疑に、昨年の11月ごろに要望があり、中桐地区や赤羽地区の連合自治会にも意見を伺い、その結果は特に異論はなく賛成の意見で、地区の方々も望んでいることですので、町としても現状のまま管理していくよりは、地区の方々や来訪者が利用できる施設にさせていただくことを踏まえて、処分したほうがよいという判断になったとの答弁がありました。

また、農林水産業の振興は、紀北町にとって重要です。引き続き、農業施設として活用していくつもりはないのかとの質疑に、外壁や屋根が傷んでいて、内部については相当傷んでいる。雨漏り等もしている。これらのことを考えると、今後活用していくうえで、相当の改修工事が必要であるということが現実問題としてあり、総合的に判断させていただき、今回の判断に至ったとの答弁がありました。

また、別の委員から、普通財産に移行し、財産台帳に移行があると思うが、評価額はいくらになるかとの質疑に、資料は今ないということとですね、農林水産課から、普通財産の所管課であ

る財政課へ所管替えをさせていただいて、不動産鑑定を行うという答弁がありました。

不動産鑑定を行うなら、現時点での評価はどれほどなのかということが、委員からの質疑がありまして、現在の評価額は持っていませんという回答があり、評価額については、建物については保険の関係で資料はあるかも知れないが、土地については町有地であるので、固定資産の評価額の記載はないと思うとの答弁がありました。

また、別の委員から、土地については非課税ですが、評価はされているのではないかという質疑に対し、後ほど調べさせていただいて報告するという答弁がありました。あとで報告があったんですけども、やっぱり税務課に確認したところ、評価としては出ていないということで、路線価が公表されているということ。それから建物については、評価額としてはないが、残存価格については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律があり、建設以来41年が経過しているので、残存価格は0円になるという報告がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第64号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての審査を行いました。

課長からの追加説明のあと質疑に入りました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）について、当常任委員会関係分の審査を行いました。

初めに、「農林水産課」所管分について行いましたが、質疑はありませんでした。

次に、「商工観光課」所管分については、課長から追加説明がありまして、そのあと質疑に入りました。

委員から、いち早くこの施設、国の施策ということもあって、導入を考えているのだろうと思いますが、ガソリン車からどんどんこういった車に変わっていくということで、高速道路のサービスエリアでは少し見かけるようになってきたが、今後、県内の道の駅にはこの施策の一環として充電器が設置されていく予定なのかどうかを教えてほしいとの質疑に対しまして、課長より、この充電器設置事業は、地球温暖化防止対策の一環として、低炭素社会を目指し、化石燃料の使用抑制を目的している。平成25年8月に三重県がEV・PHV用充電器の整備のためのビジョンを作成して、これは、今後このような次世代の自動車を普及させていこうとする国の施策に応じて、各都道府県がつくっていくということです。

設置箇所についても、どのような場所に設置していけばよいか、このビジョンに示されており、その中で道の駅が設置箇所の候補となっている。今回、国の平成24年度の補正予算が1,005億円計上され、充電器を普及させるために募集を行った。このビジョンがなければ応募はなかなかできないと思うが、今年10月に説明会があり、補助を受けるには、平成26年2月28日までに申請が必要とのことで、今回12月補正予算で対応させていただきました。将来的には、道の駅に必ずということではないですが、運営上必要であれば、設置が進んでいくのではないと思う。県内では、菰野町はすでに設置済みですし、紀宝町の道の駅ウミガメ公園にも設置予定と聞いています。今後、設置箇所については増えてくるであろうと考えられますとの答弁がありました。

次に、「建設課」所管分についての質疑に入りまして、課長からは補足説明はありませんでした。

委員から、町道道路維持補修事業の備品購入費の内容を説明していただきたいとの質疑に対しまして、課長より、建設課直営班のトラックの購入であるという答弁がありました。

また、別の委員からは、本来ならこのような備品は計画的に当初予算に計上すべきではないのか、年式と老朽化の具合、補正で計上した理由を教えてください。また直営班の活動状況を聞きたいという質疑に対しまして、登録が平成5年で20年を経過し、走行距離も25万キロを超えている状況で、最近燃料タンクやハンドルのオイル漏れがあるという状況が続いている。毎日使用しているということで、職員の安全性も考えて12月の補正に計上したということと、活動実績の主な内容として、草刈り、側溝清掃、簡易な道路補修等、年間340箇所を行っているとの答弁がありました。

また、別の委員からですね、ダンプの購入は入札を行うのかとの質疑に対しまして、入札での購入を考えている。町内業者で入札するとの答弁がありました。

業者の選定はどうするのか。町内業者ということは、自動車販売店全部となるのかとの質疑に対しまして、ダンプトラックの同等品を、町内業者で行う。ダンプトラックの納入ができるという条件ですという答弁がありました。

また、委員から、販売店は全部権利を持っていると思うが、参加しようと思えば、メーカーに関係なく参加できるのか。可能な業者数は何業者あるのかという質疑に対しまして、小さい業者だと納入できないところもあるかも知れませんが、参加できるところはすべてです。財政課で取り扱っている自動車の入札参加資格を有している業者となりますが、何社かは把握できていませんとの答弁がありました。

また、別の委員から、公募指名ということですかの質疑に、財政課の入札参加者名簿により公

募で入札を行うとの答弁でした。

また、別の委員から、車種を決定してからの業者選定なのか、見積りをとってからなのか、入札方法を説明してほしいとの質疑に対しまして、同等のダンプトラックの仕様で、値引き具合にするか、価格の安いものにするかは財政課と協議したいと思うとの答弁がありました。同等というのは、同じメーカー車種なのか、全メーカーの同規模のものの全般的なものになるのか。今まで車検を見越して安く入札することがあり、指摘があったが、そのことが引き続いているという問題がある。財政課も含めてと言っていたが、どうなるのか確認したいとの質疑に対しまして、同等というのはメーカーに関係なく2トンダンプトラックで入札する。メーカーは指定しませんとの答弁でした。

また、別の委員から、398万円という予算額の見積りは、どこでとったものか。見積りを依頼した業者が落札することはないのか。1社からなら公平なものではない。見積りは資格のある業者からすべてもらうべきではないか。見積りをとった業者を教えてくださいとの質問があり、1社から見積りを取りましたので、入札によって町内の業者から選定したいと思います。見積り業者は、町内業者に依頼しましたが、メーカーからのものでした。入札の進め方については、車の仕様書の作成後、仕様に合っているか参加資格等の審査を行ったうえで入札を行い、値引きの率等で決定したいと思いますとの答弁でした。

また、ダンプならメーカーが違っても同じ仕様になると思うが、値引き率で行うということは入札ではないのかとの質疑に対しまして、入札したうえで定価と入札金額との差額で決定したいと思う。財政課に確認したところ、現在はこの差額のほうで行っているとの答弁がありました。

値引きと入札とは違うのではないかと、値引きは相対して決定するものではないですか。入札なら一番低い価格が落札価格になり決定するのではないかとこの質疑に、入札を行い、定価と入札額の差額で決定しますということで、ここで担当が課長補佐に変わって、現在、財政課で実施している入札は、仕様書に該当する車種を車のグレードにかかわらず入札することもあるので、ただ安いものではなく定価と入札価格との差額が大きい、より安く入札しているもので決定しているとの答弁がありました。

ダンプの場合は、仕様はほとんどが変わらず、値引きもほとんどないと思うので、その中から低い者を選ぶのが入札制度だと思います。入札での値引きという言葉には違和感がある。また、別の委員より予定価格と入札価格の差ということなのかとの質疑に、定価と入札価格の差であると答弁がありました。

また、別の委員より、値引きというのはあくまでも相対して行うものではないのか。値引きを

行うのなら、見積りの時点で値引きした額を提示させるべきではないのか。値引きというのはある程度金額が決まってから行うものではないのか。入札は価格を競うものである。それからですね、町内業者で参加できるのは何社あり、今後、1社だった見積りを見積り業者を増やすつもりはあるのかとの質疑に対しまして、町内には4業者ありますが、この4業者で入札を行うので、予算確保のため1社だけの見積りになったとの答弁。

その答弁に対しまして、1社だけとなると、その業者が落札した場合、正常な入札でも疑念を抱きかねない。なぜ1社なのか、理由を教えてくださいとの質疑に対しまして、4社の見積りをとったうえで、財政課と協議しながら適正な方法で入札したいと思えますとの答弁がありました。

また、別の委員から、たまたまダンプという特殊なものであったが、今回の4業者というのはダンプを納入できる能力がある業者なのかとの質疑に対しまして、町に入札参加の申請を出しているのが4業者で、先ほど申し上げたように、財政課と協議しながら適正な方法で入札したいと思えますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第69号 平成25年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

追加説明はなく、質疑に入りました。委員からですね、消費税が4月から8%に変わる予定です。水道料金の請求に関して決算特別委員会での説明では2カ月で計算し、3月分、4月分に関して5月の検針によって金額を決めていくと聞きました。3月分、4月分を5月に検針しますので、3月分までは5%、4月から8%の消費税かと思えます。そのことに対する水道課の対応としては、どのように考えているのをお聞きしたいとの質疑があり、この件については、課長からですね、資料を見ていただいたほうが良いと思えますということで、資料を配付がありました。

資料の平成26年4月水道料金における消費税増税についての考え方というのが配付されましたが、これは皆さんのお手元のほうにも配付しております。この資料に基づき説明がありました。このことについては、国税庁長官通知がありまして、消費税の計算は4月1日以降、最初の検針日が5月1日以降になる場合は、月数案分により4月30日までの分を5%とする。3月から5月の3カ月分を分母とし、3月から4月の2カ月分を分子とするので、3分の2が5%になります。

平成26年度5月調定分の3分の2は5%、3分の1は8%で計算するといった経過措置が示されています。現行の検針である奇数月の計算でいくとこういった形の計算方法になるということです。この件に関連してですが、来年に大きな制度改正があり、水道事業会計もいろいろな見直

し等も出てきており、検針月についても、奇数月でいくのか、偶数月でいくのか、また、来年度の運営にどういったメリット、デメリットが出てくるのか等も検討していますとの答弁がありました。

また、委員からですね、決算特別委員会の報告では、検針日をもって新年度の料金徴収とするという返事をいただいたと記憶している。3月以降の8%、2月以前の5%と判断すればいいのか。先ほどの説明が理解しづらいので、わかりやすく説明願いたいとの質疑があり、決算の特別委員会のときに説明したのは、5月に検針したときに3月分、4月分の料金が確定するということですが、消費税を計上するうえで3月分、4月分において5%と8%の境がありますので、今回の経過措置として資料、先ほど皆様のほうに配らせております資料のとおりの計算となっているということです。現在、公認会計士にも入っていただいて、勘定科目の考え方とか、消費税の計算の仕方等についても指導してもらっており、いろいろと検討してまいりますとの答弁がありました。

またですね、委員から、検討中ということはわかりますが、今までの例でいくと3月分から8%にするということだと思います。検針日をもって請求日とするということだと思いますので、3月分も8%になりますというのも1つの方法だし、2つ目としては、3月分、4月分を5%で計算するというのも1つの方法であり、3つ目としては、3月分、4月分を案分して5%、8%にわける方法もあると思います。方法は3つぐらい浮かぶのですが、それを検討中ということではないのですか。わかりやすく説明してくださいとの質疑に対し、ご指摘いただいた内容も含めて、間違いがないようにしているところですよとの答弁がありました。

委員から、3月分、4月分を5月1日から1週間ぐらいかけて検針するので、5月分も含まれて3分の2になるのはわからないことはないのですが、一般の方は消費税に関して目の色を変えている。3月分は5%で仕方ないが、4月分に関しては8%になるので気にしている。調整するのであれば、例えばですが、今後の1月分から3月分の3カ月分をまとめて検針すれば5%に切れます。そうなれば4月から、4月分、5月分の6月検針の2カ月徴収として、今までどおりいけばいいと思います。早く結論を出さないといけないのですが、いかがですかとの質疑に対し、消費税については平成26年4月1日以降に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取り扱いについてということで、国税庁長官の通達があります。しかし、このことは別に、検針月をどこへもっていくのかということもありますし、現在、条例において水道料金に消費税が含まれているので、消費税を抜き取った条例改正も検討しています。そういったことも含めて、水道料金の審議会というのがあるので、両区で審議会を開催して案を示していきたい

と、急いで検討しているところですが、まだ結論にまで至っていませんとの答弁がありました。

審議会はいつ開かれるのですかとこの質疑に、年明けの1月か2月頃に予定できればと、検討していますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された5案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

中本衛議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

中本衛議長

ここで、1時05分まで昼食のため休憩とします。

(午後 0時 05分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 05分)

中本衛議長

先ほど北村議員から指摘のありました予算書を訂正させていただき、配付させていただいております。差し替えをお願いいたします。

続きまして、先月の9月定例会において継続審査となっていました平成24年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定ほか4件について、決算特別委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

決算特別委員長 入江康仁君。

入江康仁決算特別委員長

それでは、決算特別委員会へ付託された案件について、審査結果及び経過について報告いたします。

先の9月定例会初日において、決算特別委員会に付託されました、平成24年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各特別会計の決算認定案件については、去る10月29日及び30日の2日間で審査を行いました。

また、町長、それぞれの担当課長及び職員の出席がありました。

それでは、審査の結果と経過について報告いたします。

まず、「議会事務局」所管分でございます。課長の説明のあと、質疑に入り、質疑といたしまして、4節の共済費 2,902万 3,405円の説明をもう一度お願いしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、共済費の率が平成23年度は88.5%、平成24年度が57.6%に引き下げられましたという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、事務費も入れて議員の共済費が 2,515万 3,200円となっておりますが、これは年ごとによって変わってくるという考えでよろしいですかという質問に対してまして、答弁といたしまして、平成28年度以降は年金受給者のみの精算となり、予想では平成70年ごろまで負担が続くということになっていきますという答弁でございました。

以上で、質疑を終わり、「総務課」所管部分に移り、課長の説明のあと質疑に入りました。質疑といたしまして、職員数は何名ですかという質疑に対しまして、答弁は、職員 210名、嘱託職員等 152名、全員で 362名ですという答弁でございました。

また、休職者は何名ですかという質疑に対しまして、5名です。3カ月休職すると給料が8割支給となり、1年経過すると無休となりますという答弁でございました。

次に、34ページ、共済費を再度説明してくださいという質疑に対しまして、一般会計職員の共済組合負担金、嘱託職員95名の社会保険料が約 1,900万円、労働保険料が約 300万円ですという答弁でございました。

共済組合の負担割合は給料の何パーセントですかという質疑に対しまして、特別職が 1,000分の168.91%、一般職が 1,000分の211.17%、期末勤勉手当が、特別職、一般職とともに 1,000分の168.91%ですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、資料で提出してください。個人が負担する率も説明のあった率と同じであるということでもいいですかという質疑に対しまして、資料を提出します。個人の負担率も同じ率となりますという答弁でございました。

また、24年度が4.08%なのに、25年度当初予算を 4.5%にしたのはなぜか。民間は時間外手当を抑制しているという質疑に対しまして、答弁といたしまして、合併当初は6%の時間外勤務手当を計上していましたが、行政改革の推進の中で、平成19年度より4%枠に予算を設定して、平

成24年度までできておりますが、合併後の平成18年度に比べ、職員数は40名削減しています。また、人員削減する中で、事務の方は大変多様化してきています。災害や庁舎移転等特殊事業として補正をお願いするものでありますが、この年度ごとに特殊事業に値する業務も出てくることもあり、支給額としては4%枠では対応が難しくなっているのが実情であるため、平成25年度当初予算では4.5%分の予算計上をさせてもらっていますという答弁でございました。

以上で、総務課所管分の質疑を終了し、「財政課」の所管分に移り、課長の説明のあと質疑に入りました。質疑といたしまして、平成24年度監査委員意見書においても、自主財源の確保が必要という意見が出ていますが、財政課としての今後の方針を聞かせてくださいという質疑に対しまして、監査委員からの意見書でも自主財源の確保という意見をいただいておりますが、現状では自主財源が少ないため、地方交付税や交付税導入率の高い有利な起債などを積極的に活用していきたいと考えています。また、平成28年度より交付税算定替等の影響で、より厳しい財政事情になると予測されるため、事業実施には優先順位を付けるなどして、確実に執行していきたいと考えていますという答弁でございました。

また、元気な町をつくっていくためには、税収を増やすなどの努力をしていかなければなりません。例えば税率を上げるなど、税収を増やすための働きは財政課から各課に行っていますかとの質疑に対しまして、答弁として、財政課は税率を上げるようにというような指示はしていません。税率を上げるというよりも、自然と税収が上がるための取り組みをしていくべきだと考えていますので、3カ月のローリング計画を基に関係各課と常に協議しながら、事業計画を立てていきたいと考えていますという課長の答弁でございました。

また、地方交付税42億2,765万5,000円の中に、地方消費税分が含まれていることをご存じですか。また、その金額はどのくらいですかという質疑に対しまして、現在の消費税率5%中、地方分の1%を除く4%の中に、普通交付税分1.18%が含まれていることは認識しています。地方分1%にあたる地方消費税交付金については、明確に金額がわかりますが、交付税の財源となっている紀北町個別の金額はわかりませんという答弁でございました。

平成24年度の基準財政需要額、基準財政収入額を教えてくださいという質疑に対しまして、基準財政需要額は紀北町の一般算定では48億3,407万2,000円で、合併算定替により53億7,182万9,000円となっています。また、基準財政収入額は紀北町の一本算定では14億798万7,000円で、合併算定替えにより14億798万4,000円となっていますという答弁でございました。

現在の起債残高に対する交付税算入率はどのくらいですかという質疑に対しまして、現在の算入率ですと、借入残高の約78.2%が交付税算入される見込みですという答弁でございました。

また、引本野積場は、何区画あって、未納の使用料はどのぐらいですか。また、野積場の使用目的は守られていますかという質疑に対しまして、引本野積場は10区画あり、そのうち1区画の平成24年度分5万2,740円が未納となっていました。本年度に入って3万円が納付され、残りの2万2,740円と25年度分については、本年度中に納付されることとなっています。また、使用目的については守られていると認識していますという答弁でございました。

次に、雑収入の内容について、もう少し詳しく教えてくださいという質疑に対しまして、財政課所管分としては、宮川第2発電所周辺整備交付金988万500円、オータムジャンボ宝くじ配分金661万9,393円、町有財産建物災害共済保険金117万913円、その他紀北町消防組合の電気代や公衆電話の使用料などですという答弁でございました。

公用車の台数は何台ありますか。また、公用車の事故が多いが、保険料が上がったりしませんかという質疑に対しまして、公用車は136台あり、保険は全国自治協会の共済に加入しています。全体的に事故が多くなれば、共済金が上がることも考えられますので、課長会議や係長以下で組織されるセーフティドライブ推進チームでも呼びかけし、事故がなくなるよう努めていますという答弁でございました。

全体で136台の公用車があるということですが、現在、修理や車検はどのように行っていますかという質疑に対しまして、現状では、その車を購入した業者で、車検や修理を行っていますが、今後については、現在、理事者とも協議しており、どのような方法が最善か検討していますという答弁でございました。

業者が不満を持っていると聞いているので、思い切って車検の際は入札を行うなど、公平になるよう工夫してくださいという質疑に対しまして、理事者との協議でも、より公平になるよう検討しているところでありますので、ご意見を参考にさせていただいて、より良い方法をとっていきたいと考えていますという答弁でございました。

次に、標準財政規模を教えてくださいという質疑に対しまして、平成24年度の標準財政規模は61億3,771万3,000円で、臨時財政対策債発行可能額を除いた額としましては57億6,122万4,000円ですという答弁でございました。

建設工事を含めて入札について、どのような基準で入札方法を決めていますかという質疑に対しまして、建設課で積算した建設工事については、紀北町発注標準に基づき、原則的に一般競争入札を行っており、その他の財政課の業務委託等々においても競争入札をしています。各課の工事や業務等についての入札方法は、各課長の判断で決めていますという答弁でございました。

また、建設工事入札のように、決まり事は他の業務ではないのですかという質疑に対しまして、

基本的には契約が必要な案件は一般競争入札で行うことになっていきますので、財政課に相談等があった場合は競争入札を行うなどの助言をしています。

以上で、財政課の質疑を終わり、次に、「企画課」所管分に対して審議に入りました。

課長からの説明のあと質疑に入り、質疑といたしまして、実績報告書の8ページ、いこかバスの試験運行費用に 442万 5,000円とありますが、地区別の利用者数を教えてくださいという質疑に対しまして、平成24年度の実績は、便ノ山線で延べ 1,029人、海野線で延べ 892人ですという答弁でございました。

日数と1日の延べ人数を教えてください。何回運行しましたかという質疑に対しまして、便ノ山、海野線ともに週2回で、便ノ山線が102回、海野線が103回です。1日当たりの利用者数は便ノ山線で10.1人、海野線で8.7人ですという答弁でございました。

次に、決算書38ページの銚子川流域魅力アップ推進事業の決算額ですが、需用費の委託費なども入っていますか、金額の詳細を教えてくださいという質疑に対しまして、旅費、需用費、印刷製本費など、印刷製本費は銚子川魅力発見マップを作成した費用です。役務費については、水質検査の手数料、委託料は温浴施設の設計委託料です。金額の詳細は、旅費2万200円、需用費56万471円、役務費15万7,500円、委託料326万2,350円ですという答弁でございました。

嘱託職員の賃金の内容と作業内容を教えてくださいという質疑に対しまして、賃金は緊急雇用創出事業で、国の事業であり、企画課としては平成24年度は1名採用しています。内訳は賃金139万9,900円、高度情報化推進事業などの業務や庁舎移転など、変更事務作業の時間外手当に2万3,880円支出していますという答弁でございました。

次に、銚子川流域魅力アップ推進事業の役務費、需用費などで398万321円の決算額ですが、温浴施設に対する町長の現在の考え方はどうですか。また、業務にとりかかった時期はいつごろですか。山岡前副町長が座長になり、勉強会をしたと聞いておりますが、という質疑に対しまして、調査報告書の作成期間ですが、グループ会議で平成24年5月から検討を行い、平成24年6月から平成25年2月までの期間で、調査報告書を作成の委託契約を締結しました。現時点での町長の考えですが、平成25年度当初予算は見送りましたが、消えたわけではなく課題として検討していきたいと聞いていますという答弁でございました。

今はもう検討する時期ではないと思います。いろいろな銚子川の問題が解決すれば進み、無理なら断念するなど結論を出すのが本来ではないか。このままでは認められる問題ではないと思いますが、委員長の意見を伺いますという質疑でありました。また、委員長といたしまして、答弁といたしまして、これは課長が町長と調整した中で断念していないと言っていますし、町長選挙

との兼ね合いもあり、いろいろな考えがあると思います。今後、進捗があれば、平成26年度当初予算で現れてくるのではないかと思います。断念していないと言っていますので、今後、答弁を聞いていただければと思います。

今年の2月20日以降、何も動いてないのではないですか。銚子川の外湾漁業組合などに行って地元の人と対話していないなど、使った予算に対して何も行動してないので問題だと思いますという質疑もありましてですね、答弁といたしまして、外部的な聞き取り調査などは行っていませんという答弁でありました。

内部的には何かやりましたかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、内部的に研究はしていましたが、薄い内容だったかも知れませんという答弁でありました。

以上で、企画課所管分に対しての質疑を打ち切り、「税務課」所管分に質疑が移りました。

課長の説明のあと質疑に入り、町税町民税のうち法人町民税、個人町民税の課税対象者数を教えてくださいという質疑に対して、答弁といたしまして、法人町民税課税対象者が381社、個人町民税課税対象者が7,631名ですという答弁でございました。

行政も税金を使って住民サービスを行うわけですから、住民サービスを受けるにあたっては住民税を納付するのは当然だと考えます。しかし、町民の中には税金を納付したくても納付できないような状況にある方もいると思いますが、法人も含めて、そのような状況にある方の割合を教えてくださいという質疑に対しまして、個人町民税の場合、所得税と違って前年の所得に対して課税されることになっております。仕事を退職された方が途中で離職された方につきましては収入がない状況で、町民税が賦課されるため納付したくても納期限内に納付できず、納付相談に来ていただく場合が多くあります。ただ、正確な件数を把握しているわけではありませんので、割合はわかりませんという答弁でございました。

次に、固定資産税については土地分、家屋分、償却資産分に課税対象が分かれていると思いますが、それぞれの割合を教えてください。また、前年度の推移を教えてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、この場で数字は把握しておりません。審査終了後、これに対しては固定資産税の調定内容表を提出していただきました。

次に、税務課においても住所が町内にない方、登記があるが実質的に営業していない法人の実態を税務署や法務局と連携して確認し、徴収できない滞納金については処理していくという方向に進めば、収入未済額は減少していくと思います。徴収できない未収金を残しておくのは非常に不健康な状態だと思います。課長のお考えをお伺いしたいという質疑に対しまして、今後、税務課としましても税務署や法務局から資料の提出を求め処理を進めていきたいと思いますという答弁

でございました。

また、税務課は公用車を所有していますか。所有していないとすれば、税務課はフットワークがないということになりますが、どうですかという質疑に対しまして、以前は徴収用の公用車を税務課が所有していましたが、現在は財政課で一括管理しており、財政課の公用車を利用していますという答弁でございました。

また、賦課徴収費の報償費は税の習字の参加賞として図書カードを小学生に贈ったとのことですが、1人いくらの図書カードを贈りましたかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、1人 500円の図書カードを送っておりますという答弁でございました。

中本衛議長

入江君、ちょっと止めてください。

ここで、会議録署名議員を追加いたします。

1番 奥村仁君を指名いたします。

続けてください。

入江康仁決算特別委員長

それでは、続けさせていただきます。

また、この図書カードはサークルKでも使えますかという質疑に対しまして、サークルKなどのコンビニエンスストアでは使えません。書店でのみ使えるカードですという答弁でございました。

また、税務総務費の負担金、補助及び交付金44万 8,732円ですが、これは全額青色申告会へ補助金を出しているのですかという質疑に対しまして、紀北町青色申告会へ5万 7,000円、紀州税務推進協議会へ4万 5,000円、地方電子化協議会へ22万 2,697円、資産評価システムセンターへ4万 5,000円、三重県軽自動車税事務共同処理組合へ7万 9,035円を補助金及び負担金として支出していますという答弁でございました。

以上で、税務課所管の質疑を打ち切り、「出納室」所管分へ質疑を移りました。課長の説明のあと質疑に入り、質疑はございませんでした。

次に、「住民課」所管分へ審議を移りまして、課長の報告のあと質疑に入りました。

質疑といたしまして、決算にかかる主な事業の一人親家庭等医療費助成制度の収入の基準はあるのですかという質疑に対しまして、収入の基準はございます。扶養親族の数は0人の場合は本人の所得金額 192万円、5人の場合は本人の所得金額は 382万円、その間に1人、2人、3人、4人と扶養家族で違ってきますという答弁でございました。

また、対象外の方もお見えになるというのもわかるのですが、親も対象となるのですね。平成24年の対象者が537名ということですが、一人親家庭の対象者は何割ぐらいいるのですかという質疑に対しまして、答弁は、親も対象ですと。また537人の内訳ですが、親で217人、18歳以下の子どもで320人、18歳以下の人口に対する割合は13.1%ですという答弁でございました。

以上で、質疑を終わり、次に、「福祉保健課」所管分に質疑を移りまして、課長の説明のあと質疑に入りました。

配食サービス事業の決算額910万3,000円の中には、個人負担分は入っているのか説明を願いますという質疑に対しまして、財源内訳のその他の中に個人負担金が含まれていますという答弁でございました。

また、次に子育て支援センター設置事業の経緯については人件費と考えたらいいのですかという質疑で、答弁といたしまして、主に人件費でございますという答弁でございました。

次に、決算書、歳入28ページの災害援護資金貸付返済額の収入未済額3,297万242円と、歳出52ページの災害救助費の償還金利子及び割引料の扶養額283万9,950円に関するお金の関係と人数について説明を願いますという質疑に対しまして、28ページ、災害援護資金貸付返済額の収入未済額の人数については58件、金額につきましては24年度で58件、869万1,780円、過年度につきましては32件、2,427万8,462円であります。過年度の32件につきましては58件の内数であります。次に利子補給でございますが、年2回、延べ人数で203人の方に237万3,802円の利子補給を行いました。償還金につきましては4,769万6,050円でした。その償還は前期で232件、2,399万8,143円と、後期で226件、2,369万7,907円の納付でございました。積立金につきましては延べで203件、4,914万5,328円でございます。また、309件の貸付を行いました、その中で既に72件が繰上償還をしております。24年度末で237件の償還件数がありますが、そのうち58件に未納がありますという答弁でございました。

27年3月の償還が終わるときの未納額の予測は出ていますか、説明願いますという質疑に対しまして、未納者の中には生活困窮者や貸付人並びに保証人ともに破産宣告をした方も見えますという答弁でございました。

未納者に対しての納付誓約書をとっていますかという質疑に対しまして、とっておりますという答弁でございました。

以上で、福祉保健課所管分に対しての質疑を終了いたしまして、「環境管理課」所管分に移りました。

課長の説明のあと質疑に入り、質疑といたしまして、決算書54ページ、環境衛生費の負担金、

補助及び交付金の不用額 928万 8,000円については、浄化槽の点検に対する補助金で、申請件数が少なかったという説明を聞いたと思いますが、これは法的にしなければならないことをやっていないのですかという質疑に対しまして、この補助金につきましては、新築住宅や汲み取り便所、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を個人が行った場合に対し、国、県、町から補助を行う事業であります。予算では合併処理浄化槽設置補助金ということで、5人槽、33万 2,000円、55基分で 1,826万円、7人槽で41万 4,000円、16基で 662万 4,000円、10人槽、54万 8,000円、1基分で54万 8,000円の合計72基分で 2,543万 2,000円の予算を計上していましたが、実績が46基分で 1,614万 4,000円を補助金として支出しています。件数の減ということで、金額としましては 928万 8,000円が不用額となりましたという答弁でございました。

次に、決算書56ページ、塵芥処理費の需用費 2億 4,689万 9,459円と、委託料 1億 1,142万 7,845円の詳細の資料と、し尿処理場の需用費 6,438万 9,555円の資料と、合併処理浄化槽の補助に対する資料の提出を求めます。さらに、合併処理浄化槽の補助割合を教えてくださいという質疑に対しまして、資料につきましてはあとで提出します。合併処理浄化槽の補助割合は国3分の1、県3分の1、町3分の1ですという答弁でございました。

合併浄化槽を設置するのに、実際にかかる費用はどれぐらいで、補助率はどれぐらいになっているのですかという質疑に対しまして、5人槽で設置費用として約85万円で、補助が33万 2,000円あります。補助率でいいますと、約40%になりますという答弁でございました。

また、旧焼却施設解体工事について、予算作成のためにとった見積りが 1億 8,233万 3,393円と、1億 4,850万 7,800円と、1億 1,927万 5,800円であって、この3社でとった見積りを3で割って 1億 5,003万 3,450円という、とんでもない予算を計上したわけですが、その平均をとった根拠は何ですか。行政としては見積額の一番低い数字をとって予算計上するのではないのですか、あまりにも金額が名張と比べても大きい。名張の場合は紀北町の4倍もある施設であったのに、9,990万円で落札されています。見積額の平均をとったことについて間違いはなかったのか、行政として平均をとるのが慣例なのか、その点についてお聞きしたいという質疑に対しまして、平成23年度の地域計画を作成しました。そのときに書いた費用の参考見積りとして3社からの見積りを取りました。委員が言われていたのは、その金額のことだと思います。金額については平均をとったわけではないですが、通常は3社から見積りをとった場合は、一番低い額をとるというのは聞いています。今回につきましては、事前見積りということで詳細な技術提案に基づき積み上げたものではなく、本町は指名競争入札ではなく、一般競争入札を予定していることから、見積り依頼業者が入札参加するかどうかは未定であるため、安全を考慮して見積り価格の平均を

予定価格とすべきであると考えたものでありますという答弁でございました。

課長も先ほど言っていました、一番低い額をとるのが通常だと言っていたのに、あえて平均をとったというのは安全ということではないですよ。参考見積りの一番高い額と低い額では6,000万円ぐらいいち違えますよね。それだけでも疑問が残るような見積りですね。今後も平均をとるような入札の仕方をしていくのですか。町の方針はそうなのですか。町の税金を使っているし、国からの補助金については適正な工事であれば返還しなければならないのですよね。今回のこの金額は正当だと思いますかという質疑に対しまして、この当時、東日本大震災がありまして、社会情勢などを考え、先ほど言いましたように業者が参加してくれるかどうか分からない状態でありまして、安全性を考えてこのときは平均をとって行いましたという答弁でありました。

安全ということはどういう意味ですかという質疑に対しまして、見積りをとった業者が3社あったのですが、その業者が入札に参加するかどうか分からないことや、詳細な設計でなかったという点もあり、安全を見て行いましたという答弁でございました。

国の会計検査院の依頼の文書を出そうとした一般住民もいるみたいです。今回の額が妥当なのか、不適切だったら補助金の返還もあるのではないですか。このようなことにならないためにも、今後の入札に関してきちんとなさなければならないと思います。私としては今回の額は不当だと思いますが、課長は正当だと思っているのですかという質問に対して、正当だと思っていますという課長の答弁でございました。

次に、町営墓地管理委託料について、墓地は普通は区とか自治会が管理していると思いますが、町営墓地になった経緯など理由はわかりますかという質疑に対しまして、長島墓地が紀北町で唯一の町営墓地であります、町営になったのがかなり前のことですので、経緯についてはわかりませんという答弁でございました。

また、区とか自治会に対しては、墓地の管理費など補助金は出しているのですかという質疑に対しまして、墓地の整備などに対しては補助金を出していますという答弁でございました。

次に、決算書54ページ、EM菌の投入費が68万 5,972円という説明を受けましたが、どのような成果が出ているのですか。調査はしているのですかという質疑に対しまして、EM菌につきましては、下倉川、こぶた川には合併前から投入をしていますが、投入の効果としては川底のヘドロの中のアンモニアをアミノ酸に変えて、貝とか蟹に食べてもらい、ヘドロを減らす効果があります。白石湖につきましては、平成22年10月よりEM団子を投入しています。効果としては海底のヘドロが分解されて、3mぐらいあったヘドロが年に20cmぐらい減っているのがダイバーにより確認されています。平成24年度の川への投入実績としましては、こぶた川2トン、相賀1トン、

長島1トンなどで放流していますという答弁でございました。

白石湖へのヘドロの撤去しているダイバーには、委託している業者がやっているのか、それとも別注してするかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、EM菌を購入している団体が調査していますという答弁でございました。

また、水質調査されていると思いますが、その結果など、特にEM投入以前と以後も含めて資料の提出をお願いします。また、レク都市協会などでは水質検査を公表しているようですが、話を聞くと、役場からもらった資料を公表しているということでしたので、水質検査の結果の表があれば知りたいです。EM菌の効果も知ってみたいし、地域住民の方々からも川が汚いという話をよく聞きますので、資料があれば提出をお願いしますという質疑に対しまして、河川と海域の調査は毎年行っています。広報には結果を公表していますので、その資料を提出させていただきますという答弁でございました。

以上で、環境管理課部分の質疑を終り、「農林水産課」所管分の質疑に移りました。

課長の説明のあと質疑に入り、質疑といたしまして、矢口浦で堤防の工事を行っていますが、当初は5年計画で目標としていますが、進捗具合からしても5年でできますかという質疑に対しまして、この事業は平成23年度から平成27年度までの5カ年計画として進んでいます。ただ、国の予算等を考えましても、また事業を精査した中でも、事業費全体としては増加傾向でありますので、5カ年計画では非常に厳しいものと考えています。ただ、正式な手続きといたしまして、今後、三重県や水産庁と協議をした中で、事業の延伸や事業費の見直しも含めて協議を進めていく必要があると認識していますという答弁でございました。

次に、決算にかかる主要な事業の実績報告書の16ページの上から3番目の排水機場の維持管理にかかる経費、町内6排水機場ですが、個々の金額と内容に関して教えてくださいという質疑に対しまして、排水機場の維持管理、運営経費であります。個々の排水機場について算出はしておりません。例えば燃料費について、昨年はほとんど運転しておらず、試運転の燃料費しか使用しておりません。修繕費につきましては136万6,050円で、これは町内排水機場、計9件の修繕を行っています。通信運搬費といたしまして64万3,000円を排水機場の通信料として使用しています。排水機場の保守点検委託料としまして582万7,500円を使用しています。自家発電の保守点検についても78万7,500円を支出していますという答弁でございました。

次に、決算にかかる主要な事業の実績報告書の16ページの中で、尾鷲ヒノキ材を使用して住宅を建てた方に対する補助事業、予算額624万7,000円、決算額136万8,000円で、何件で実施されたかということと、緊急雇用対策事業のサル追い払い事業は何人で、何カ月雇用されたかとい

う質疑に対しまして、16ページの5款農林水産費、林業費の地域産材利用促進事業でございます。平成24年度の申請として3件です。緊急雇用創出事業の獣害の追い払いを実施する作業員が1名で、農業用施設の作業員が2名で、この事業で計3名の雇用をしています。サル追い払い事業の雇用は5月からの11カ月ですという答弁でございました。

以上で、農林水産課の質疑を終わり、次に、「商工観光課」所管分の質疑に移りました。

課長の説明のあと質疑に入り、キャンプinn海山の566万3,514円の黒字の件が漏れているのと、観光に1億円使って起債も起こしていれば1億円以上です。観光協会、商工会にどれだけのお金が流れているのか教えてくださいという質疑に対しまして、キャンプinn海山の件ですが、トータル収入額の3,775万6,680円から、3,000万円を差し引いた利益部分の70%を報償金として指定管理者にお渡しする旨、協定を結んでいます。その結果、542万9,676円をふるさと企画舎に報償費として支払いをしています。それ以前に委託料として2,500万円を支出していますので、これらを足した3,042万9,676円がふるさと企画舎の収入となっています。

商工会に対する補助金ということで、商工観光課事業別決算一覧表の中段に、中小企業指導育成事業1,162万円、これが商工会に対する補助金です。観光協会への補助金委託金ですが、観光振興推進事業2,461万6,639円と、観光協会の補助金244万8,000円を足したものが観光協会に対する補助となります。トータルで1億円の一般財源を使わせてもらっているということですが、特に高速道路の延伸等へのさまざまな施策、本町を目的としてもらい、高速を下りていただくための施策について、平成24年、平成25年度については特に力を入れさせていただいていますという答弁でございました。

キャンプinn海山について、町が2,500万円出して、3,200万円戻ってきたということで理解してよろしいですかと、また、中小企業指導育成事業の1,162万円の支出に対する波及効果はどのようなもので追跡をされていますか。キャンプinn海山の指定管理社NPO法人の決算書をお持ちですかという質疑に対しまして、キャンプinn海山の収支の件ですが、町が支出した金額としては3,209万3,166円です。そのうちの2,500万円と報償費542万9,676円の合計がふるさと企画舎に流れているということです。そのほかに工事を行ったり備品を購入したりしている部分は町が支出しています。それらの部分をすべて収入から差し引いた部分として566万3,514円が町に残ったということで、これについては基金に積み立てており、大きな工事が必要な場合はそこから取り崩して充当することとしています。ふるさと企画舎の決算書はNPO法人なので、県のホームページで公開されています。必要でしたら資料をお出しすることは可能です。商工会の事業の波及効果ですが、先ほど申したさまざまな事業をしていただき、特に今年から始めたマル

経融資に対する補助であるとか、商工会もそういった資金に対する経営指導をやっており、それによって有利な資金を借りるなど、経営指導によって経営改革を進めているということで、そういった部分でも、ほかの商工会と比べても非常に評価が高いと言われていまして、それなりの効果があると認識していますという答弁でございました。

次に、商工会の事業に町の意見や町民の声を伝える場は今までありましたかという質疑に対しまして、私がこの課に来てからの話をさせていただきますと、中小企業の全国展開事業というのがあり、今年、マダムシンコさんのバームクーヘンの事業を行いました。その実施以前の段階でグローバルマーケットという事業がありまして、ショートフィルムをつくって全国に発信しているということで、ものづくりをする人のこだわり、こういうところにこだわってものをつくっているということ、ショートフィルムにして全国展開していくという事業ですが、私どもも委員として選んでいただいて意見を言わせていただいたことがありました。それ以降はあまり機会がありませんでしたが、今年マル経資金の利子補給等の事業につきましては、商工会さんと非公式であります。こちらの意向もいろいろ吸い上げていただいて始めた事業となります。商工業に対するさまざまな施策に対しては、直接国のほうから下りてくることが多く、今までなかなか町とのパイプがなかったのが現状です。これからもっと商工会と綿密な関係を築いていく必要があると思いますという答弁でございました。

中本衛議長

ここで、2時25分まで休憩します。

(午後 2時 07分)

中本衛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 25分)

中本衛議長

入江康仁君。

入江康仁決算特別委員長

それでは、休憩前に引き続き報告を始めさせていただきます。

次に、「建設課」所管部分に対しての質疑に入りました。そして課長からの説明のあと質疑に入り、質疑といたしまして、18ページ、住宅使用料収入未済額 1,628万 5,100円の明細を教えてください。徴収可能かどうか、個人情報保護の関係もあるので、大体何件で、最高いくらなのか。法律に基づいて除却するものもあると思います。資料があれば提出してくださいという質疑に対しまして、手持ちの資料がないのであとでお答えします。個人情報保護条例に抵触しない程度の資料を提出いたしますという答弁でございました。

また、徴収は大変だと思うが、どのようにしていますかという質疑に対しまして、口座振替がほとんどです。引き落としできなかった分は督促状を出したり、各家を回ったりして徴収していますが、なかなかもらえないのが現状です。それでも根気強く続けていますが、滞納している方はなかなか解消できず、それと生活保護になってしまった方もいます。生活保護費は最低程度の生活を営むものなので、その生活保護費から無理やりとることはできないので、そのような点で苦労していますという答弁でございました。

以上で、建設課部分に対しての質疑を終わり、「危機管理課」所管分に対しての質疑に移りました。

課長の説明のあと質疑に入り、質疑といたしまして、決算にかかる主要な事業の成果及び予算執行の実績報告書21ページ、災害対策事業中の災害対策車購入、衛星携帯電話購入、県防災ヘリ連絡協議会負担金の3点について、詳細を説明してくださいという質疑があり、災害対策車の本体の購入費用は 367万 5,840円で、諸経費を含めて記載のとおり 379万 1,000円となっています。この車は緊急自動車に指定されており、防災活動に使用しています。

衛星携帯電話については2台購入し、非常時に固定電話、携帯電話による通信が行えない場合に使用することを目的に整備しております。県防災ヘリ連絡協議会負担金については、使用した回数の従量制ではなく、ヘリの維持に必要な人件費等の経費を県内各市町ごとに均等割、人口割で算出して負担するものですという答弁でございました。

また同じく21ページの消防団員活動事業中、損害補償掛金、退職報償掛金等 1,055万 5,000円について、東日本大震災のときに消防団員の方がたくさん亡くなって、給付財源が枯渇したわけですが、今現在、消防団員が万一死亡した場合の報償金は、金額的に最低でもどのぐらいの補償があるのですかという質疑に対しまして、東日本大震災の影響で給付財源の枯渇する恐れがあるため、全国の自治体で平成23年度と平成24年度において、割増の掛金を負担することでカバーし

たため、死亡一時金、遺族年金の額が従来より減額されたということはありません。補償給付については定額ではなく、補償基礎額に一定の倍率を乗じる方法で算出されます。一例として、扶養家族がなく、遺族年金の受給資格者が少ない、最も給付金額が低い例では、補償基礎額の 153 倍が年金額となります。なお、扶養者がいる場合でも、一時金で約 2,200万円の支給がありますという答弁でございました。

以上で、危機管理課所管分の質疑を終わり、「学校教育課」所管分の質疑に移りました。

課長の説明のあと質疑に入り、質疑といたしまして、主要事業の成果から校舎等施設営繕事業にあるガラス飛散防止フィルムですが、フィルムの張り付けを当初は業者にすべて発注すると思っていたが、一部の場所はガラス飛散防止フィルムを購入し、先生が貼り付けを行ったと聞いてたが本当ですかという質疑に対しまして、当初から教室等の一部分で安全に張ることができる箇所は、先生を中心にフィルムを張っていただいております。高所や危険な箇所は業者が貼っておりますので、常任委員会でも説明をしておりますという答弁でございました。

学校の先生の本来の仕事は児童、生徒と接し、教育・指導することですので、このような学校の維持管理にかかる作業は業者などで対応し、児童、生徒の教育、指導に集中していただいたほうが良いかと思えます。どうでしょうかという質疑に対しまして、特に今回のガラス飛散防止フィルムの貼り付けで、先生方から反対はありませんでしたし、防災教育も含めて先生にお願いをしています。また、すべて業者に発注をしてしまうと予算が足りず、フィルムが貼れないところもある恐れがありましたという答弁でございました。

次に、予算が足りなければ要求すれば良いのではないですかという質疑に対しまして、一般財源も限りがありますので、すべて業者で対応してもらうのではなく、できることは先生に協力していただき、今回は児童、生徒、PTAの防災教育、防災意識も含めて行っておりますという答弁でございました。

次に、学校給食は海山区は給食センターで、紀伊長島区は各学校でつくっていますが、個人的には給食センターでつくったほうが効率が上がり、経費が安く済むと思っていましたが、この決算では給食センターのほうが 559万 2,000円多くなっています。また、前の台風で紀伊長島区は給食ができたが、海山区は給食ができなかったと聞いていますが、事実ですかという質疑に対しまして、事実です。1日に給食をつくる食数が違いますので、食材の調達時間が違います。給食センターでは調理する食数が多いため、食材の調達時間が早くなりますが、自校給食ですと食材の調達が可能であったため、給食ができましたという答弁でございました。

次に、維持管理だけで比較しただけですが、効率が良いと思われたセンター方式のほうが経費

が多くかかっているのでは、センター方式の効果が出ていないのでは。また、センター方式のほうが高く、自校方式のほうが安くできるということではよいですかという質疑に対しまして、衛生面ではセンターのほうが良いかも知れませんが、経費はセンター方式のほうがかかるといいますという答弁でございました。

次に、一部の市町村では給食業務の外部委託をしています。その検討はしていませんか。答弁といたしまして、北勢地域でしているところがありますが、現在のところは検討していませんという答弁でございました。

就学援助をしている人数と割合はという質疑に対しまして、小学生は 797人のうち 115人で 14.4%です。中学生は 499人のうち 101人で 20.2%ですという答弁でございました。

ガラス飛散防止フィルムについて、先生、児童、生徒、PTAが貼るために買った金額と、業者発注した金額を教えてくださいという質疑に対しまして、転倒防止器具も含めていますが小学校は消耗品 415万 8,941円、業者発注は 1,281万 4,430円、中学校は消耗品 75万 9,650円、業者発注は 361万 3,318円ですという答弁でございました。

以上で、学校教育課所管分に対しての質疑を打ち切り、「生涯学習課」所管分に質疑を移り、課長からの説明のあと質疑に入り、質疑といたしまして、18ページの社会教育施設使用料の説明を受けましたが、125万 3,960円について、もう一度説明をお願いしますかという質疑に対しまして、これは社会教育施設の使用料でございまして、その内容としましては相賀にあります木工陶芸工房の使用料、それから全部で12館あります公民館の使用料、それから若者センター、長島の新町にあります多目的会館の使用料、これを合わせまして 125万 3,960円となっておりますという答弁でございました。

先ほど説明の中で、多目的広場の使用料との説明があったと思いますが、使用料がいますかという質疑に対しまして、相賀の多目的広場につきましては、次の第4節体育施設使用料の中に含まれてございます。この多目的広場は広場そのものの使用は無料でございます。しかし、その夜間照明をする場合は1時間当たり 1,000円の使用料が必要でございますという答弁でございました。

次に、84ページの第6項保健体育費の不用額 466万 1,648円の内容について教えてくださいという質疑に対しまして、第6項保健体育費の不用額は 466万 1,648円でございますが、そのうち生涯学習課関係分につきましては、第1目保健体育総務費の不用額は 82万 5,651円と、次のページの第3目体育施設費の不用額 150万 5,426円でございます。この不用額の内容としまして10施設、需用費の不用額 46万 2,324円は、各体育館施設の光熱水費の残額でございます。それと15節

工事請負費の不用額51万 6,303円は、紀伊長島体育館屋根の箱樋改修工事の残金でございます。

以上で、生涯学習課所管分の質疑を終り、次に、「水道課」所管分の質疑に入りました。課長の説明のあと質疑に入りまして、質疑といたしまして、訴訟費の金額だけではなく、中身の詳細というか内訳もできたら教えていただきたいのですがという質疑に対しまして、詳細がわかる資料をつくっていますので、これから配付してよろしいでしょうかという答弁で、資料を配付していただきました。

以上で、水道課所管にかかる質疑を打ち切り、以上で、一般会計歳入歳出にかかわるすべての課の質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、企画費の中で委託料 292万 9,500円が、紀北町銚子川流域温浴施設整備事業基本計画を、株式会社エイト日本技術開発が作成されて、本年2月20日に全員協議会で実行するための町長からの説明がなされました。その後、平成25年の当初予算には計上されず、昨日の課長の説明においても、今年度に入ってから何ら活動していないとのことでした。本日の町長の説明でも明快な答弁、実行する発言もなく、この決算の審議にあたっては計画に無理があるように思われ、また、町行政当局の判断の誤りが著しくあることが町長もご認識して、そういうことも認めてもらっているということで、この 292万 9,500円は、町民にも24年度で生かされていることはなく、この決算が看過できるものでないと思うので、この件には反対します。

また、環境管理課の紀北町環境衛生センターの旧ごみ処理施設の解体工事の入札でも、三方ある予算の組み方では想像できないような幼稚な発想で予算が組まれており、課長も認めたように一番下の金額で予算を町行政が組み立てると言うことが当然だと言いましたが、それにもかかわらず、今回は特別な処置ということで1億 8,000円ぐらい、また1億 1,900万円のその金額、また、真ん中で1億 4,000万円もありましたが、それを3つで割って真ん中をとると言う、とても普通の考えではできないような乱雑な予算の組み方は、とてもこちらが認めるわけにはいきません。

また、入札の金額も名張地区ではこの4倍の金額で安く請け負っていますし、そういうことが行政の中で、視察に行ったにもかかわらず生かされていないということは誠に残念であり、よって今回の決算特別委員会においての認定第1号 平成24年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定については、反対の討論といたしますという反対の討論がありました。

次に、賛成討論はなく、また反対討論で、平成25年度の企画課の予算 8,831万 1,000円の中の銚子川流域魅力アップ推進事業、最終的に補正で 425万 8,000円、その中の温浴施設調査委託料が 292万 9,000円、銚子川図鑑作成事業が89万 3,000円、また水質検査手数料が15万 8,000円、

事務費が27万 8,000円、この件については前の山岡副町長が24年度の予算を組むときに、温泉をつくるんだというふうに説明があったと思います。そして突如として今年の2月、今、私らに示された権兵衛の里の芝生のところにつくると、それも浄化式であるということを示された。確かにイニシャルコストが4億 7,000万円ぐらいだったと思います。それで単年度で700万円の赤字が出る。それで、焼却を除かなければ 2,100万円の赤字で出るようになることを、今年の2月20日に示しておきながら、これに対して何ら行政報告もなしに、議会軽視で、まだやるんだということをお聞きしました。唖然としました。そして担当課は外部にそういうことを相談に行っていない。観光というのは今、非常に難しい事業でございます。そのためにインフラの整備ではないのですから、そこに立地するのだったら、そこに立地する場所の地域の周囲の人、また町民の方、それに悪い影響を与える方等の調査もなしに、自分の思いだけで上げてきている。非常にリーダーとして資質を疑うし、これは税金の無駄づかいです。言いたいことはたくさんありますけれども、そういうことを踏まえて私はこの24年度紀北町一般会計歳入歳出決算に反対の討論をさせていただきますという反対討論がございました。

以上で、討論を終了し、採決に入り、可否同数、委員長決済により、本案は原案のとおり認定するべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第2号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課の説明を受けて質疑に入りました。質疑といたしまして、決算書95ページ、国民健康保険料の収入未済額が1億 4,400万円ありますが、何人分で、一番多い人はどれぐらいで、将来回収できる見込みがあるのですかという質疑に対しまして、滞納者の人数は 663人です。滞納額の一番多い方は 351万 4,017円、一番少ない金額の方は 759円という答弁でございました。

また、国保会計の対象者数は何人ですかという質疑に対しまして、被保険者数は 5,610人ですという答弁でございました。

その中で、前期高齢者は何人ですかという質疑に対しまして、 2,273人という答弁でございました。

663人の未納者は、健康保険の対象になるのですか。それと税金の収入未済額がありましたので、税務課と相談して連携していかないと、滞納者にとっては税金も払わなければならない、国保料も払っていないとなると、その辺の連携を是非ともとってってもらいたいと思いますという質疑に対しまして、保険の適用については、国保には短期証があり、6カ月、3カ月、1カ月と滞納期間に応じて短期証をお渡しています。全額お支払いをしてもらいますと、通年の1年証

となります。税務課と関連連携については、これまででも国保に滞納がある方には税金にも滞納がある方が多いので、税務課と話はある程度させてもらっていますが、納付相談に来てもらったときに、個人情報もありますので、その方の税金の額も調べて、両方合計して付き合わせするまではしていませんでしたが、これから税務との合計の納付の計画の立て方を検討させてもらいたいという答弁でございました。

以上で、質疑を終り、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成によって、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

中本衛議長

ちょっとここで、入江君、先ほどの報告で、可否同数、委員長決済によりと言いましたが、委員長裁決に訂正してください。

入江康仁決算特別委員長

ただいま、議長から指摘をいただきましたので、先ほど私はですね、平成24年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、採決、討論のところ、採決いたしまして可否同数、委員長決済によりと言ったそうですが、委員長裁決により、本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしましたということに修正をお願いいたしたいと思います。

続きまして、認定第3号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課課長の説明を受けて、質問に入り、質疑はありませんでした。

以上で、質疑を終り、討論に入り、討論はございませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第4号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

福祉保健課の課長の説明を受けて質疑に入りました。質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第5号 平成24年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行いました。

課長の説明のあと質疑に入り、質疑といたしまして、課長のほうからいろんな報告をいただきましたが、その中の水道事業会計決算審査意見書の最後の所見のところに対し、課長が言われたものとイメージが若干違っているように思います。現年度収納率98%であります、正確には98.12%だと思います。高い収納率を維持していますが、前年度に比べてわずかではあるが下回

っているため、さらに徴収率向上に努められたいとあります。その点に関しての説明をいただきたい。それからもう1つは、災害時のための対応の簡易水道水源池遠方監視システム改良工事、こういったものを使って、いわゆる災害事業に対応するためにつくったというふうな形ですが、実際に運用されたら困りますが、どういうところに役立ったのか、成果があっただけなのかわかりませんが、災害時においてどういう場面でこれが役に立つのか説明を願いますという質疑に対しまして、まずは収納率の件ですが、確かに監査委員の意見書には、前年度よりも下回ると書かれてはいますが、98.12%で、1件予定していた大口が収納できなかったのが確かに下がったと指摘されました。滞納整理については督促状、給水停止予告通知を出させていただいて、それでもなおかつ理解いただけないところは給水停止ということを実施していますので、今年度におきましても努力しているところですよという。また、遠方監視システムですが、これは純度であるとか、井戸の水位であるとか、そういった状況を把握するためにつくっています。特に川が増水してかなり濁った状態で、濁度のほうが出ているときに、どういう状況かというのを把握して、それ以上に濁った状態で水が行かないような形のことのできるとか、そういったものであり、この事業に関しては残留塩素というものが1リットル中0.1ミリグラム以上減菌ができていないのか、確認するためのものですよという答弁でございました。

紀北町の町全域の塩素濃度に関し、紅ヶ平の水源地の事務所のほうで、モニターで監視できるというふうに判断してよろしいのですよねという質疑に対しまして、紅ヶ平で確認できるのは長島の中ノ島や、山居の配水池、赤羽の水位など、全部一括してそういう形ではなく、紅ヶ平でしたら純度も塩素も確認もできるものですが、その場所によって塩素だけとか水位だけというような状態のところもあります。それを事務所のほうのモニターで確認をしているというところで、確認ができていないところは、毎日職員が直接現場に行き点検等を行っていますというような答弁でございました。

また、流動資産4億700万円減価償却されたから、これだけ残ってきたわけです。キャッシュで残っているのは3億5,458万7,924円です。9,531万5,531円ではないです。それを認識しているかどうかということをお聞きしているわけですよという質疑に対しまして、その分につきましては、損益勘定留保資金とかですね、そういった資本的支出に収入が不足する場合、減価償却の部分については補てん可能財源ということに、地方公営企業会計ではなっていますので、その部分を補てんしていますよということで答弁がございました。

水道料金は2カ月に1回、ほとんどが自動引き落としされて、あとは自主納付ですねと、3月15日の分は何月と何月分ですかという質疑に対しまして、1月、2月分となっていますよという答

弁でございました。

それだったら3月分は仕掛品で上げなければいけないのと違いますか。未払金で計上しているわけだから、もっと利益が出てきます。企業会計だったら3月分の水道料金を未収入金で上げなければいけないです。そうするともっと利益が出てきて、だから厳しくやるなら、そこまでやらないといけないと思うのですが、どうですか。未払金はそういうふうに3月締めで上げて、3月の水道料金は未収入金で上げていない。これから企業会計になってくるので、その辺をどう考えているかという質疑に対しまして、委員のご指摘でございますが、水道事業会計は地方公営企業法第20条に基づいておりまして、水道使用料3月分につきましては2カ月徴収の関係から、4月使用分と合わせて5月に検針員が検針した日の使用数量をもって水道料金が確定しています。また、使用料の調定は検針日の属する年度とすると定められておりますので、3月分の使用料につきましては未収金に計上しないことになっておりますという答弁でございました。

以上で、水道課部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で、決算特別委員会に付託されました審査の経過報告を終わらせていただきます。

中本衛議長

以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

続きまして、各常任委員長及び決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

北村博司君。

18番 北村博司議員

総務財政委員長にお尋ねいたします。

歳出16ページ、工事請負費、旧総合支所、紀伊長島総合支所の関係ですが、本会議の質疑で、あそこの、今回商工会にお貸しするという方向ですので、確認を求めましたけれども、委員会で用地がね、すべて町有地なのか。漁協との間で相当なトラブルが南部町政時代ですね、相当なトラブルがあったんで、肝心の土地はどこまで町有地なのかどうかということ、第三者に貸そうとするのに、きちんと確認されていると思うんで、委員長の審議の状況をお聞かせいただきたいと思っております。

中本衛議長

瀧本攻君。

瀧本攻総務財政常任委員長

ちょっとページ数が私聞き取れなかったんですけども、結局、14ページの区分の19ですね、1,500万円のところですね、に類するところですね。非常に残念ながら、そういうその土地の問題についてはですね、当委員会では質疑はございませんでした。あくまで1,500万円になったと、1,200万円から300万円増額されて1,500万円になったということの質疑だけであって、土地云々については、何ら質疑はございませんでした。

中本衛議長

北村君。

18番 北村博司議員

ちょっと底地の問題ですからね、上物いじるのだったら、当然それは審査されるべきだと思いますが、審査されてないんであれですが、実は初日、私が本会議でお尋ねしたその後ですね、外湾漁協から電話がありまして、あなたの指摘されたとおりです。駐車場部分、特にはっきり言っていたのは、久野川の上に設けておる駐車場らしきものね、駐車場なんか、駐車場になっていますが、あれについてはね、合併まで旧町は借地料を払っていたそうです、漁協に。借地料払うということは相手の所有権を認めているということで、役場が海山に移ってからは払ってくれなくなったというご指摘、一体どうなっているのか。それで関係書類を今あたっているそうです、漁港側が。これ一番はっきりしております。

それと、今回の本庁舎の前の駐車場のともうちのだというふうに言っておられます。これはですね、委員会が改めて委員会協議会を開いて、その部分の確認をなされるべきだと思いますし、町長以下の理事者が聞いてますんで、早急に関係書類、根拠を明確にしてください。漁協は私が指摘したとおりだとはっきり言ってきました、向こうから。いかがでしょうか。改めて休会中の継続審査の中でご検討いただけますか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

入江君。

6番 入江康仁議員

今ですね、北村議員の、この委員会の中の質疑の中で、委員長は委員会の中では質疑がなかったということに対してのいろんな意見を言っておるけど、これは委員長としては委員会の中で

何も発言も審議もしなかったことにね、答えられる道理はないですよ。おかしいと思います。だからこういうような意見を言わしたら、私は駄目だと思います。ルール違反ではないですか。

中本衛議長

委員長に報告させます。

瀧本委員長。

瀧本攻総務財政常任委員長

北村議員の質問にお答えさせていただきます。

残念ながら、このときに土地の云々の問題も執行部のほうから私らに説明はなかったので、私も総務財政委員長させていただいたんで、今、北村議員がおっしゃったことをですね、調査権があるわけですから、継続的に調査したいと思います。ご期待に添えるかどうかは別として、どうなっておるかということをお答えしたいと思います。

18番 北村博司議員

了解しました。

6番 入江康仁議員

議長、あのな、そうじゃない。北村議員のいうことこのやったら、私は今までもですよ、産建の中で水道課で差止請求に関しても、なぜ大事なことを審議しないんだということを何回も言うてきた。当然、それは委員会に与えられた、そこで審議するのは当たり前のことでしょう。しかし、委員会では審議されなかったと言うから、私はそれを守っているいろいろな意見も言わなかった。そういうことわかっておってね、議長、受けるんじゃない。これ一番わかっておって言うておるから悪いよ、あの言い方は。

(「議長」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

北村君、抑えてください。

18番 北村博司議員

いや抑えられない。わかってない。委員会は議論を真摯に取り上げる責任がある。それがきちんとしなかったら、再付託という議決が行われる場合がある。審議やりなおせと、審議不十分という本会議の意思で返される。入江議員はそのときなぜそれをやらなかったんですか。あなたわかってない。委員会付託の意味がわかってない。

中本衛議長

北村議員、皆さん控えてください。委員長報告は審査とその結果についての報告でございます

ね。だから、それで委員長が先ほどそういうふうなことはなかったと言われましたんで、その後のことは、その後、議会在閉会中にもですね、委員長なりがどう考えて対処していくかはそれは決めていただいたら結構ですので、この場ではそういう質問、言うたら質疑はなされないようにお願いしたいと思います。

6番 入江康仁議員

それじゃね、私は、実際、差止請求と国家賠償に関しても、予算面のところで私はいつも質疑しておった。そんなら当然、産建の中で質疑するの当たり前でしょう。それも全然審議をしないで今までやってきたじゃないですか。彼そのものが産建の委員にも何回もやっておってやね、そういうことを、都合のええとこだけ言っておったらあかん、これは本当に。もつとな、長老やったら長老らしくきちんとせなあかん。大概にしておかな。

18番 北村博司議員

議長、休憩。こういうような暴論を許すのだったら休憩。

中本衛議長

議長の権限に任せてください。

今の委員長報告では、審査の経過と結果報告の内容でありますので、そのことにはなかったということでございます。だからそれでしてください。次のことはこれからの委員長のことは、どういうふうに委員会で対処するかは、委員長の権限でございますので、議長としてはとやかく言いませんので、どうぞよろしく申し上げます。

じゃ、次に移ります。

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

ないようですので、次に、教育民生常任委員会にかかる部分について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第62号 紀北町奨学金貸与条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第7号)について、教育民生常任委

員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第66号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第67号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第68号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、産業建設常任委員会にかかる部分について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第61号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第63号 紀北町赤羽生活改善センター条例を廃止する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第64号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第7号)について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第69号 平成25年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成24年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第2号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第3号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成24年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、決算特別委員長報告に対する質疑を終了します。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東篤布君。

10番 東篤布議員

すみませんね、議長。先ほどの総務財政常任委員長の報告に対しまして、一部議員からですね、意見が出ました。それに対してまたほかの議員から意見が出ましたね。どちらもそれぞれの今ま

での議会運営について持つておる知識の中でいけば、おっしゃっていることは間違いではないと思うんですけども、今後も議会運営を行っていくうえにおいてですね、この点、明確にしておいていただきたい。

なぜ、どういう点かと申しますと、本議会から委員会が付託を受けますね、その報告を委員会報告をさせていただくわけです。その中で、もちろん委員会の中で質問が出なかったところとか審議されなかった点は、そのように報告させていただくわけですけども、ただ、北村議員さんがおっしゃったように、それが本議会に報告されましたね。委員会に報告されたその中で、再度疑問点が出た場合に、再付託をできるんだと北村議員さんがおっしゃいましたけれども、もしそうであればね、一議員さんが再付託のお願いして通るのか。もしくは再付託の願いを申し出た場合には、議会議員全体の合議のうえでなければ再付託できないのか、その点をですね、明確にさせていただかないと、私も踏まえ、新人議員さんはですね、今後、やりにくいのではなからうかと思うんですけども、その点を休憩を挟んででもですね、整理をしてやっていただけませんか。それぞれの議員さんおっしゃっている意味はですね、どちらを聞いておっても正しいと思うんです。この際ですからですね、明確にしておいていただかないとですね、仲直りしてほしいですから。はい、休憩動議です。

中本衛議長

ただいま休憩動議が出ました。

休憩したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

中本衛議長

はい、休憩します。

(午後 3時 20分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 35分)

中本衛議長

先ほど東篤布議員からの委員長に対する議事進行がございましたが、その件に、議会の議決で再付託できるということでございます。また、動議につきましてははですね、討論の前に出していただくようお願いいたします。

そういうことです。

では、これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3**中本衛議長**

日程第3 議案第61号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第61号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4

中本衛議長

次に、日程第4 議案第62号 紀北町奨学金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

議案第62号 紀北町奨学金貸与条例の一部を改正する条例について、意見を付けて賛成するものであります。

かつて私が初めて奨学金選考委員に選出させていただいたとき、中学校の先生よりですね、何とか交通費ぐらいの金額ぐらいはですね、出してあげてほしいという悲痛な言葉がありました。私はこの言葉に強く心を揺り動かされました。以来、最低限奨学金額はですね、通学にかかる交通費を上回るべきであることを奨学金貸与委員会です、主張してきたところでございます。

他方、例えば朝一番で相賀5時38分の汽車です、その専門学校へ毎日通う子どもさんが当時いらっしゃった。あるいは紀伊長島からですね、2番で津や松阪へ通学する子どもさんがいらっしゃった。私はその方たちの紀伊長島の生徒の皆さんとの対話を行いました。朝一番でその汽車に乗りまして。それで松阪高校の柔道部へ通学していた子どもさんもいらっしゃいました。いわゆる、そのときにはっきりといたしましたのが、やっぱり向学の志ね、学問を求める気持ちと意欲はですね、これは大事にしないでいかんという、そしてそれをやっぱり行政としてフォローをしていかなくちゃいかんということを、強く感じたわけであります。このことや、返還の必要がない制度の導入も含めてですね、まだ道半ばでありますけれども、一歩踏み出したことを評価し、賛成討論とするものでございます。

なお、このことを、こういう制度があるということを、教育委員会及び学校がですね、全生徒に周知をしてですね、スポーツや学問を求める気持ちさえあればですね、人民のですね、知恵と経験の土台としたですね、人類不偏の歴史的遺産を求める、このことを会得するために、このこ

とがですね、アイデアとなってですね、花咲くということを申し上げて、私の賛成討論といたします。

中本衛議長

ほかに、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第62号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

中本衛議長

次に、日程第5 議案第63号 紀北町赤羽生活改善センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第63号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第6

中本衛議長

次に、日程第6 議案第64号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第64号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

中本衛議長

ここで、3時50分まで休憩します。

(午後 3時 43分)

中本衛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 52分)

日程第7

中本衛議長

次に、日程第7 議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

ここで、本件に対して東篤布ほか3名から修正動議が提出されております。お手元に配付されております。

したがって、これを本件と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。

東篤布君。

10番 東篤布議員

修正案に対する説明をさせていただきます。

今回の補正予算でございますが、本年平成25年9月議会定例会におきまして、一般訴訟費 191万9,000円とですね、第5回の臨時会一般会計補正予算（第6号）、10月10日におきまして、訴訟費86万9,000円に減額をし、わずか20日間のあいだに議会です、二度否決されました。今回、12月定例会におきまして、三度目の予算上程がされたわけですけれども、これまでも再三議会でのですね、議決の重さを申してまいりましたが、このような執行部の姿勢ではですね、議会の議決を軽く見ているのではないかと。これまで原告から提出された申請書に対し、町としての対

応が問題視されてまいりました。町長の言われておりますところの住民目線での親切丁寧な対応はなされているのかね、されておればこのような裁判にならなかったのではないのでしょうか。このような点が、教育民生常任委員会で話し合われたわけでございます。

そしてですね、議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の一般訴訟費、環境関係訴訟事業費86万 9,000円を減額修正するという付帯意見が付けられました。そこで今回の修正案が出されたわけでございますけれども、この説明に入らせていただきます。

議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議

上記の動議を地方自治法第 115条の 3 及び会議規則第17条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）に対する修正案

議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の一部を次のように修正する。

第 1 表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

修正内容については、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費の補正額を（86万 9,000円）を減額し、14款予備費、1 項予備費に組み替えるものです。

説明資料の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましても、歳出の 2 款総務費、1 項総務管理費、11目一般訴訟費の環境関係訴訟事業の補正額を86万 9,000円減額して 0 とし、予備費に組み替える修正案となっております。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解いただきまして、ご賛同いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

中本衛議長

これから修正案に対する質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

はい。

2 番 東貴雄議員

これ予備費の区分14款、節の区分の予備費なんですけど、これ 1 番でなく 29番だと思うんですけども。

中本衛議長

今、議事進行がございました。東篤布君、これ区分の予備費であります、29予備費でよろしいですね、変更して。最後のページ、予備費の款14予備費、項1予備費、目予備費の区分の部分です。

中本衛議長

ここで、ちょっと休憩します。

4時10分まで休憩します。差し替えます。

(午後 3時 59分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 4時 10分)

中本衛議長

先ほどの修正動議案でございますが、平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の修正に関する説明書の3、歳出、款2総務費、項1総務管理費、11一般訴訟費の11需用費0に誤って取り消し線がありましたことと、予備費の節の番号が29節のところを1節となっておりますので修正します。どうも申し訳ございませんでした。

これから修正案に対する質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終了します。

これから討論に入りますが、修正案については、委員会審査（委員長報告）終了後に提出されたものであるため、討論については、少し順序が違ってまいります。

まず、長が提出した原案に賛成者の討論を行い、次に原案及び修正案に反対者の討論を行い、次に再度原案に賛成者の討論を行い、次に修正案に賛成者の討論を行うこととなります。

討論を行うもの複数であるときは、これらの順序の繰り返しになりますので、ご注意ください。

(「議長もう一遍言ってください」と発言する者あり)

中本衛議長

まず初めに、長が提出した原案について賛成者の討論を行います。次に原案及び修正案に反対者の討論を行います。次に再度原案に賛成者の討論を行います。で、次に修正案に賛成者の討論を行うことになります。ただ、討論を行うものが複数であるときは、今言った順序の繰り返しになりますので、ご注意ください。よろしいですか。

それでは、討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

討論を許します。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第7号)に対する賛成討論を行います。

今回、問題になっている議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第7号)総務費の中の一般訴訟費86万9,000円に対して、いろいろと反対意見を持っている人がいますが、この予算に対しては私は一番に反対しなければならない立場にありました。それはこの予算にかかわる問題にかかわっていたからです。この申請者である方に相談を受け、そしてその相談内容は紀北町の町民の皆様に対して、サービス面に関して大変プラスになることだったからです。だから私も一般質問までもやらせていただいたし、また私なりに申請者の方に、町民の方々の署名を少しでも多く集めてくださいという指示まで与え、この問題にあたった経緯があります。申請者の考え方は、確かに紀北町の町民の方々のことを真剣に考えたもので、私もその考え方に共感を覚えたものでございます。

また、申請者の方は、申請に必要な資格を高齢にもかかわらず、東京に滞在し、厚生省の講習を受け、国家試験を受け、合格し、見事に資格を取得しました。この努力は私ども真似のできないことだと思ったものです。そして申請者の方が、申請窓口である紀北町環境課に申請書を提出するまでは、私も申請者の努力と紀北町町民を思う気持ちに共感し、協力してきたつもりです。

しかし、ここで紀北町の町民の皆様と議員の方々にわかってほしいのは、申請者の方がこの申請書を受付窓口に出すに際しては、この申請書が関係法令、関係条例に不備がなければ紀北町としては受け付けをしなければなりません。しかし、受け付けと許可を与えることは別の問

題なんです。今度は紀北町という行政の受け付け担当課の中での審議が始まります。そして最後に許認可を与えるかどうかは、許認可の執行責任者である町長が判断するのです。この判断は、紀北町町民の方々にはわかりにくいと思いますが、この許認可に対しては町長に広い裁量権が与えられています。今回のようなし尿処理収集に関しての許認可に対しては、紀北町の一般廃棄物処理計画というものがあります。つまり三浦地区にあります、し尿の最終処分場の建設に対しても受け入れ容量等の計画をし、三重県知事に届け出し、承認をもらって建設をしているのです。そして紀北町の計画書には、許可業者は2件と明記しています。

そこで、許認可の執行者である町長は、許認可の計画書と、この許認可に対しては町長に広い裁量権が与えられています。今回のようなし尿収集に関しての許認可に対しては、紀北町の一般廃棄物処理計画というのがあります。ここまで言うたな。

その紀北町の計画書には許可業者は2件と明記しています。そこで許認可の執行者である町長は、許認可の計画書と紀北町の町民の皆様のためのサービス面を考え、また既存業者の立場も考えなければならない。また、この既存業者に対しては紀北町町民の皆様にも考えていただきたい。この方々は約45年前から、つまり誰もが進んでし尿収集の仕事に手を挙げないときから、この方々は努力しながら、誰もが嫌がるこの仕事に従事していただいたことを思い出していただきたい。

町長は、こういうことも考慮に入れながら、この3つのジレンマの中で許認可の可否を判断するのです。そして許可を与えると決断したときには、紀北町の一般廃棄物処理計画との整合性を照らし合わせて、間違いがなければ許可を与えます。また、紀北町の一般廃棄物処理計画と整合性が合わない場合は、その合わない箇所を変更し、許可を与えるのです。議員の皆様がよく例に出す、鹿児島阿久根市の問題は、紀北町とは正反対の新しい業者に許可を与えたことによって既存業者に訴えられ、全く紀北町とのこの訴訟とは全く正反対の訴訟であります。一般廃棄物処理計画の整合しない箇所を変更してから許可を与えているから、既存業者に訴えられても問題がなかったのです。

また、町長の立場に立ち、このような町民の皆様サービスに直結するような問題に決断を下すというのは、この町長という立場になったものしかわからない苦悩があるということを知ってやっていただきたい。そして私は申請者の方から、受理はしていただいたが、許認可に対しては不許可になったという報告も受けました。そして申請者の方から、これはもう提訴するしか方法はないという報告も受けました。そしてこれから議会に出てくる町の訴訟費用に対しては反対していただきたい旨の要望も受けました。その時は、私はその要望には応じられないと断りまし

た。そのときは本当に苦しかったです。それは申請者の方の町民へのサービス精神の気持ちがわかっていただけからです。

しかし、申請者が提訴し、この問題が司法の場にステージが変わった以上、私は議員として、この問題に関しては司法の判断を仰ぐしかないと判断いたしました。そして司法の公平な判断、つまり裁判による公平な判決をいただくには、応訴費用としての86万9,000円を議員として認めることに賛成をしなくてはならないと判断いたしました。

ここで、私は議員の皆様には訴えたい。今回の不許可の問題で訴えられておるのは、紀北町町長尾上壽一であり、個人の尾上壽一ではありません。自費で裁判費用、弁護士費用を出すわけにはいかないのです。自費で裁判を闘えば個人の尾上壽一として闘わなければならないことになるのです。それでは紀北町の行政のトップとしての執行権を持っている立場の裁判になるはずはない。そのようなことがわからない議員ではないだろう。もしわかっていて反対するのであれば、議員の議決権の乱用ではないかと疑問を持つところでもあります。

また、反対議員の中からの意見として、勝つ見込みがあるのかという結果を求める意見もあります。また、責任追及を求める意見もあります。そのような意見を言うのであれば、紀北町は今、議員提案で制定された紀北町水道水源保護条例にかかわる許認可の問題で、紀北町が大変な苦境に立たされています。この条例のお陰で許認可権を持つ当時の町長が、三重県の知事が許可した産業廃棄物中間処理業の施設の設置に差し止めをしてしまい、その結果、業者に訴えられて裁判になり、最高裁判所の配慮義務という新しい判例となる判決で、紀北町の敗訴が確定したという経緯があります。

そして、その判決の結果による国家賠償請求訴訟を現在名古屋高裁で争っています。この原因をつくった議員提案で制定された、この紀北町水道水源保護条例のこの責任を、議員はどのような責任をとるのか、明確にしていきたい。ちなみにこの訴訟に使った訴訟費用は、間もなく1億円近くになってくる。この訴訟費用の責任を議員はどのようにとるのか、明確にしていきたい。

ここで私は明言しておきます。紀北町水道水源保護条例は、悪条例でつくらなくてもいい条例であります。それは三重県には全国でも有名な四日市公害があります。その四日市公害のような公害を二度と繰り返させないためにもという目的を持って、三重県生活環境の保全に関する条例という県条例があるのです。その県条例は、紀北町水道水源保護条例よりも厳しい基準値、また数値で守ってくれています。ちなみに水質の汚濁に対しても、紀北町水道水源保護条例よりも厳しい基準値で守ってくれています。問題になっている三戸川は三重県の管理であります。その三

重県の厳しい基準値で守ってくれている三戸川を、基準値を緩やかにしてしまい、水の汚濁を許してしまうような町の条例が紀北町水道水源保護条例であります。

ここで訴訟費用の問題に戻りたいと思います。今日、紀北町では公金支払差止請求の訴訟を含め国家賠償請求訴訟、その前はお魚らんどにかかわる業者の補償問題にかかわる訴訟と、産業廃棄物中間処理施設の差止訴訟という案件に対しての訴訟費用は、すべて認めてきています。その中でお魚らんど補償問題では、当時の奥山町長は議会においてお魚らんど施設の使用業者には1円も払わなくても裁判は勝てますと明言しておきながら、結果は敗訴である裁判所の和解勧告に従って、約2,000万円近くの移転補償金を支払い解決した経緯があります。そのときも町長に対しての責任追及は何もなかった。

そしてもう1件は、先ほどにも述べたように、産業廃棄物中間処理施設の差止訴訟の敗訴に対しての訴訟費用である。今回の訴訟費用の町長に対しての追及をするのであれば、この2件の敗訴になった訴訟費用を認めてきた議員の責任はどうなるのか。紀北町の町民の大事な税金の無駄づかいを、また費用対効果にもあたらない本当の無駄づかいをした、まず議員が、議員の責任を紀北町の町民に説明し明確にしてから、今回の訴訟費用に対しての反対するのであればわかるが、その議員の責任を負わず反対するのは、議員の資質を外れるものと思われま。

そして私は、今回の訴訟費用に対しての反対には、大義がないと思います。それは反対の議員の中の意見には、町民の方々のサービス面、また競争理念の原理に基づいた意見を言う議員もいるが、確かにその考え方も間違っているとは言いません。そして議員である以上、町民の立場に立って考えなければならない案件もたくさんあるのもわかります。しかし、行政でしかできない公共事業の公共の仕事もあるのです。行政主導でやる公共事業は、紀北町町民の方々が安心して暮らせるよう、安定して事業が継続していくシステムの中で考えていかなければならないのです。今回のこのし尿収集の不許可の問題も、町長としては人口がどんどん増えていく状況のもとでの判断であれば、本当に楽であったと考えます。

紀北町の一般廃棄物処理計画を見直してでも、町民のサービスを前提に許可の判断をしたと思います。しかし、現状はどうだろう。議員そのものも認めざるを得ない人口の減少です。その過疎化の中で、町民に直結する公共事業に競争理念が働くだろうか。今度は町長は人口減少の中での一業者を増やした場合、競争理念が正しく働き、3者の業者が健全な経営を継続していけるかどうかという検討もしなければなりません。それはここで関係業者の経営が成り立たなくなったりして潰れるようなことが起これば、許認可権者としての責任も問われるのです。ひいては町民の皆さんのサービスの低下につながっていくのです。

このように町長の仕事というのは、我々、また町民の方々には見えにくい仕事があり、またそれが町長という立場の者しかわからない苦悩であり悩みなのです。また、それが許認可に対しての執行者に与えられた裁量権というものです。ここで私は、今回初めて議員になられた一年生議員の方々に訴えたい。選挙によって町民の信任を得た若いあなたたちは、これからの紀北町を背負っていかねばならない大事な議員であります。この訴訟費用の賛否の態度によって、議員としての資質を問われる大きな問題です。いろんな意見に惑わされるじゃなくて、本当に議員としての考えのもと正しい判断をしていただきたいと思います。

また、議員としての立場になって考えたとき、町民の数の倫理ではなく、町民の方もときには間違った判断もすることもあります。そのときは勇気を持って議員としての正しい説明をする勇気も必要であると思います。また、町民の皆さんの意見を反映されるということであれば、今回の議員定数はどうでしょうか。町民の意見は12名から13名です。実際そういう意見がたくさんありました。

そして、今まで私は主張してきたように、議員として町民の信任を得た以上は、今回の訴訟費用に対する反対意見を持っている議員があるとすれば、先ほどから私の主張している範囲の中での意見で、紀北町町民に信念を持って説明をできるのか、また一時の感情にとらわれず、しっかりと自問自答していただきたい。また、執行権者の町長の立場に立ち、同じ苦しみ、また悩んだ末に決断していただき、平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）に賛成していただくことを期待するものです。

最後に、1つ付けおきます。他市町村の議会での訴訟費用の中で、応訴費用に対するの議会の否決は、私はいろいろと調査した中ではありませんでしたことを報告しておきます。以上で、私の平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）に対するの賛成討論を終わらせていただきます。

中本衛議長

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

賛成討論をいたします。

議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の原案に賛成の立場で討論をいたします。

9月の補正予算から10月10日の臨時議会に上程され、2回とも否決された。また、し尿処理の裁判費用を執行部側が三度、この補正予算に上程してきたところであります。それに対し、町民の方々が既存業者に不満を持たれていると、そういう理由から新規事業者を参入させるべしとした意見を持った議員の方や、議会制民主主義の観点から、議会での議決に対して議会軽視との意見も持たれている議員の方々もおられます。

今回、この修正案が今出されているところでございます。それぞれの意見に対し理解できるところもあり、最初のころ新規参入業者に参入不可能である理解を求めた経緯に関しても、もう少し親切な説明があっても良かったのではないかという思いもあります。執行部側も現時点での一般廃棄物処理計画及び基本計画に沿って申請許可を認可できなかったことも理解できます。そして24年8月28日に提出された陳情書は、賛成多数で採択された経緯もありますが、あれは採択理由にもあるように、業務の改善にあたっては現場の実態把握に努め、必要に応じた改善策を講じることとなっておりました。その点については執行部側が各自治会にアンケート調査を行い、既存業者と確約書を取り交わし、そういう経緯が確認されております。

しかし、その後、新規参入業者から一般廃棄物収集運搬業不許可処分取消等請求事件として裁判所に提訴され、紀北町として訴えられて、紀北町としても応訴いたしました。こういう状況になった以上、どちらの言い分が適正なのかは司法制度の場ではっきりするしかないと思いません。原告側は弁護士を付けて裁判に臨んでおられます。今回の一般訴訟費の86万9,000円は、裁判所に公平に判断を下してもらうために、被告として裁判に臨むことにおいて、職員としては非常に専門的な識見が要るということで無理があるため、弁護士費用を認めてもらいたいという上程であるとも言われております。

判決結果がどうなるにせよ、裁判所に判決を下してもらうほうが、双方納得できるはずであります。ただ、今回の裁判の結果がどうであろうと、紀北町としては町民の方々の不満が出ないように監視能力を強化することや、でき得れば一般廃棄物処理計画の見直し等をしていくことは、今後、必要なことであります。とにかく現状において不許可としたことに不服として訴えられたこの裁判に応訴したため、必要な弁護士費用は認めるべきであるという立場から、この原案に賛成といたします。各議員の賛同よろしくお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

中本衛議長

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

16番 平野君。

16番 平野倅規議員

議案第65号 紀北町一般会計補正予算（第7号）、歳出一般訴訟費、環境関係訴訟事業86万9,000円を全額減額する修正案を賛成する立場で討論をさせていただきます。

議員皆様ご存じのように、この訴訟費は9月定例議会、第5回臨時議会においてもいろいろな議論の結果、2回も否決されております。また、今回、12月定例議会においても、臨時議会同額の86万9,000円、前回同額の内容として何も変わっておらん訴訟費を計上しております。また、一事不再議を理由として上げております。何回もの一事不再議活用は議会議論を重視せず、軽視も明らかであります。

このような訴訟費計上は止めていただきたいと思います。今回この訴訟費用を認めれば、26年度当初予算に今回計上の86万9,000円が、当初計上いたしました191万9,000円に戻る可能性は大いにあると思います。もっと原告側と話し合う余地があるのではないかという思いを持って、この修正案に賛成を言わせていただきます。

中本衛議長

次に、原案賛成者の発言を許します。

（ 発言する者なし ）

中本衛議長

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）に対する修正動議に賛成する立場で、簡潔に討論いたします。

本来ですね、今回のその問題について、画期的なその問題が明らかにされたと思うんです。それは住民から批判されているですね、何でもその執行部に賛成するというに楔を打ち込む結果になったということでもあります。二元代表制の意義が発揮されたというふうに私は思います。

それから、もう1つははっきりしたことはですね、議会という機関と執行部、行政という機関が存在し、他方議会という機関が存在するということでもあります。今回ですね、行政という機関が訴えられたわけであってですね、議会が訴えられたわけではないのです。だから、この反対したという各位はですね、議員各位は、行政が訴訟に対して、行政の訴訟の応訴に対して反対するものではないということです。どうぞ私も、どうぞ行政はおやりになってくださいと、受けてくだ

さいと裁判を、ただし、議会で、いわゆる議会の一員としてはですね、訴訟費とか、あるいは情勢の不備を改正しないままですね、応訴をするという暴挙に対してですね、私は加担することはできないということであります。

今までですね、今現在含めて4つの訴訟が提起されたと思うんですけども、これで何もかも住民の皆さんも議員もはっきりわかったんじゃないですか。訴訟費に賛成するということは、訴訟を起こされた議案に対してですね、真逆の立場で反対をするということですよ。わからんという言葉がありますのでね、言いますけど、例えば今、現在起っている住民訴訟についてもですね、子どもの命を守るために訴訟を起こしたと、これに反対するということなんですよ。この住民訴訟の議案に対してですね、議会費を認めたということは、そういうことを意味するんですよ。

以上でですね、問題を提起しまして、賛成の立場で討論をいたしました。

中本衛議長

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

8番 玉津充君。

8番 玉津充議員

議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）に対する修正案に賛成の討論をいたします。

まず、1点目なんですが、前2回の議会で否決されましたこの予算を、今回は一般会計補正予算の中で議案上程されました。議員が一番反対のしにくい形で三度にわたり、我々に踏み絵をさせるようなやり方は、議会の議決の重さや議会制民主主義を軽視するものであり、議会人として許せるものではありません。

2つ目でございますが、競争による経済活動が世の中の常識であります。この競争により価格、サービスなど、顧客をより満足させる、そういう顧客に希望を与えるのが自由経済の原則であります。町民は独占ではなく、競争を臨んでおります。我々議会の要望であった町民との話し合いの解決ではなく、町民との裁判に至ったことは誠に遺憾であります。議会の意思を軽視する町長の行政手法に断固反対し、今回の修正予算に賛同するものであります。皆さんよろしく申し上げます。

中本衛議長

続いて、修正案に賛成者の発言を許します。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

議案第65号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第7号）の、いわゆる一般訴訟費86万9,000円、趣旨については、賛同議員がほぼ申し、討論されたので、その漏れた分だけ私が言わせていただきます。

まず、住民との訴訟はですね、やはり避けるべきです。だから今、もつれとる糸をですね、行政のほうに力あるんですから、その業者と話し合っって訴訟を下げてもらってね、話し合うと。このいわゆる今、このもつれておる糸をですね、そのままずっと広げていったら、また、いろんな裁判がありますね、それこそ高裁、最高裁、こうふうになってきます。そういうことが第1点と。

もう1点は、町条例で何か2業者と決まっとるらしいですけども、これは別に3業者に変えても、これ議会ですね、変えることはできると思うんですよ。条例じゃないんですから、計画書ですか、だから、そういうことにしてですね、すればですね、いいんじゃないかと。そして、その何ていうんですか、営業の問題とかいろいろな問題がありますけども、紀北町のいわゆるし尿の収集については、非常に遅れています。他町と比べたら、領収書には連判は打ってない、手書きである。いわゆる汲み取りやったら、4,500円、5,000円と合併槽、それから、浄化槽だったら大体1,000円単位、こんなことをやるところはですね、ありませんよ。だから、行政がですね、私言いましたでしょう、領収書を発行して連判にしてチェックしなかったら、それこそ疑われますわ。

だから、今の町長とは言いませぬけども、この件については、行政はですね、何も努力してない。行政に、それに対して、いわゆる緊張感を与える意味、また町民のためと思ったら、もう1業者を入れてですね、そこに、競争の原理を働かせることによって、町民のいわゆるサービスにつながると思うんです。何もせずにですね、きたら裁判だと。これもつれたらですね、もつれまくってですね、町はぐちゃぐちゃになっていくよ。

それとですね、去年の9月のいわゆる議会です、入江議員がですね、紹介議員です、陳情が上がってきましたね。12対4で可決された。その間にですね、執行者のトップである町長はですね、一遍しか会ってない。これ住民の目線ですか、やっぱりそこへ行ってですね、それから、今やっておる既得業者のバランスシート、損益、いろんなことを見たんですか。そんなものを見てないでしょう。当然、そういうことは出てきますよ。先ほど、合特法って言いましたけども、なかなか合特法というのはですね、商売をなくした場合に、合特法という法律がありますけども、これはなかなか認められません。私も経験したことがあります。

町長は、いわゆる裁判ありきという前提の下にやっておる。これが町民の混乱を招く。まず裁

判ありきという、結果を決めてですね、この業者とやろうとしておる。言語道断です。これが住民の目線じゃない。本議会においても、いろんなことを町長はおっしゃったけども、何が住民の目線や、高飛車な目線ですよ。こんなん言うたらですね、川端先輩も言われたように、狂権だとかね、独裁者とまで言われとるんですよ。それをですね、やっぱり真摯に謙虚にと言うとんのかから、それを受け止めてですね、やっぱり、町長は自分でですね、反省すべきところは反省し、してもらわなからですね、この町は裁判町の町になっていく。そういう意味で、私はこの修正動議に賛成をいたします。以上です。

中本衛議長

ここで時間の延長をいたしますので、ご了承ください。

引き続き、修正案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、討論を終了し、採決に入りますが、採決の順序についても、まず修正案について諮り、修正案が否決された場合は、次に原案についての採決が行われます。修正案が可決された場合は、次に修正議決をした部分を除く原案について、採決が行われることとなります。よろしいでしょうか。

まず、本案に対する東篤布君ほか3人から提出された修正案について、採決いたします。

お諮りします。

本修正案に賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決いたします。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、可決とすることに賛成の方は、挙手願います。

(多数挙手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、可決とすることに決定しました。

日程第8

中本衛議長

次に、日程第8 議案第66号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第66号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9

中本衛議長

次に、日程第9 議案第67号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第67号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

中本衛議長

次に、日程第10 議案第68号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第68号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11

中本衛議長

次に、日程第11 議案第69号 平成25年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第69号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12

中本衛議長

次に、日程第12 認定第1号 平成24年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第12 認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13

中本衛議長

次に、日程第13 認定第2号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第13 認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14

中本衛議長

次に、日程第14 認定第3号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」 と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第14 認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15

中本衛議長

次に、日程第15 認定第4号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第15 認定第4号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16

中本衛議長

次に、日程第16 認定第5号 平成24年度紀北町水道事業会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第16 認定第5号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

中本衛議長

意見書案が提出されておりますので、この場で暫時休憩といたします。

(午後 5時 05分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 5時 06分)

中本衛議長

意見書が提出されておりますので、日程に追加し、別紙のとおり追加日程として、ただちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案については、日程に追加し、別紙、追加議事日程のとおり、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

中本衛議長

まず、追加日程第1 意見書案第8号 中国の一方的な防空識別圏設定の撤回を求める意見書についてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

北村博司君。

18番 北村博司議員

大変貴重な時間をお借りいたしまして、意見書案の提出をさせていただきます。

皆様方、ご承知のとおり、昨年9月に日本政府、民主党政権下でありましたが、9月11日でしたか、尖閣諸島、沖縄県石垣市の尖閣諸島を国が購入した。それ以後、中国政府は不法な圧迫をずっと続けております。その上、更にこの3月11日に、防空識別圏を勝手に線引きいたしました。あろうことか尖閣諸島を領海線で囲みこんでおります。つまり領海線で囲うということは、中国の人民解放軍の艦艇が入れるよということを示しておるわけで、しかも、事前に通告なければ、中国側が引いた防空識別圏の中へ入った飛行機は、軍用だけでなく、民間航空機もそれなりの規制措置をとるといふ、平和な我が国に対して、大変な、横暴な態度を示しております。これは由々しき問題でありまして、基本的には外交、防衛の問題ですけれども、我が町議会でなぜこういう意見書を出させていただくかという、我が町にもさまざまな影響を及ぼしております。

ご存じだと思いますが、本町の海域を管轄する、尾鷲海上保安部の大型巡視船が、交代で尖閣諸島に出動いたしております。これは、公式には公表されておられませんけれども、確認いたしております。海上保安部のほうで確認いたしております。交代で出動、警備に出動しております。

更に、本町の元来、中型のマグロ延縄漁船等は、出漁しておった海域でありますけれども、この中国との間の険悪になってからは、先般も乗組員に確認いたしましたけれども、出漁していない。つまり我が町の基幹産業の漁業に対しても大変影響を与えているわけです。

そういう趣旨で、今回、中国の一方的な防空識別圏設定の撤回を求める意見書案を、会議規則第14条第2項の規定により提出させていただくわけです。

本文を朗読いたします。

中国の一方的な防空識別圏設定の撤回を求める意見書（案）

中国政府は、11月23日、東シナ海上空に戦闘機による緊急発進、一般的にはスクランブルと言っていますけれども、するかどうかの基準となる防空識別圏を一方的に設定した。この識別圏には、わが国固有の領土で、有効に支配している沖縄県尖閣諸島上空周辺が含まれている。日本が既に設けている防空識別圏と重なり合っており、領海線で囲むなど、わが国の主権を侵し、歴史的にも国際法上も許されないものである。

尖閣諸島周辺では、中国の艦船が常態的に領海侵犯を繰り返しており、戦闘機の発進を可能にする防空識別圏設定は、領有権問題が存在しないわが国領土を力づくで奪おうとする不当な試みであり、脅迫にほかならない。民間航空機の空路に支障を来たすのみならず、わが紀北町を管轄する尾鷲海上保安部所属巡視船をはじめ、海上保安庁巡視船が尖閣諸島警備に動員され、日夜をわかつた危険な業務に従事している。付近海面に出漁する日本漁船も多いが、中国軍戦闘機が緊急発進すれば、わが自衛隊航空機との不測の事態が起こり、無辜の国民が巻き込まれる可能性が

ないとは言えない。東アジアの平和に対する重大な挑発行為である。

政府は「力による一方的な現状変更の試みを黙認しない。自衛隊、米軍の運用を一切変更しない」と強調し、「民間航空機の安全確保を脅かす行動の一切を強要しない」と述べているが、中国政府に対し、一方的な防空識別圏の撤回を強く求めると共に、領土・領域の保全を全うし、わが国の国益を損なうことのないように、毅然とした態度で臨むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 中本 衛

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第九条第一順位指定大臣、一般的には副総理といわれる麻生さんですね、それから、外務大臣、ここを特に加えたのは、先ほど申し上げた、漁船に対する、少なからず影響を与えておりますので、所管の農林水産大臣、それから、民間航空機の場合は、国土交通大臣も関係に入ってきます。それから、防衛大臣、内閣官房長官、以上の方々宛てに、議決されれば提出させていただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

中本衛議長

北村さん、ここ読んでないんさ。

18番 北村博司議員

ごめんなさい。失礼しました。ちょっと、提出者のお名前を朗読を落としました。

提案者、私、北村博司。

賛成者 平野倭規、川端龍雄、玉津充、東清剛、太田哲生、樋口泰生、以上の議員の皆さんであります。

以上で説明を終わります。

中本衛議長

これより、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 意見書案第8号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

中本衛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、12月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月10日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございます。本年度中には、近畿自動車道紀勢線海山インターチェンジ、紀伊長島インターチェンジ間の開通により、紀北町内の高速道路が全て完成する見込みと伺っております。これは町の一体感の醸成という面におきましては、障害となっておりました両区の距離間を縮める大きな転機である一方、大量の移動が可能となる便利さと引き換えに、さまざまな問題もあり、この地域をどれだけ魅力ある町にしていけるかが、大変重要になってまいります。

来る環境変化に対応するため、また住民目線に立った、さまざまな課題に対応していくため、平成26年度当初予算の編成を進めておりまして、効果的な施策が実行できるよう力を注いでまい

りたいと考えております。本議会でのご指摘やご提案を念頭に、終始真剣に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

最後になりましたが、今年も余すところわずかとなりました。議員の皆様のご苦勞に對しまして、心から感謝申し上げますとともに、議員及び住民の皆様方が、ご家族おそろいで輝かしい平成26年の新春をお迎えくださいますよう祈念申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

中本衛議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

平成25年12月定例議会の閉会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

去る12月10日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、年末年始を控えご多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意されますようお願いいたします。なお、職員の皆様には、新年度の予算編成をはじめ、年末には大変忙しい日が続くと思いますが、何卒よろしく願いをいたします。

最後に、町民の皆様におかれましては、日頃から町議会に對しまして、温かいご支援とご協力を賜わり、厚く感謝申し上げます。これから寒さも厳しくなる折、インフルエンザの流行も気になるところでございますが、健康には十分ご留意され、良き新年をお迎えになることをご祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

中本衛議長

これもちまして、平成25年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 5時 18分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 26年 3月 10日

紀北町議会議長 中本 衛

紀北町議会議員 平野倅規

紀北町議会議員 北村博司

紀北町議会議員 奥村 仁